

世田谷区
防災
街づくり
基本方針



地震に強いまちを目指して

(案)

世田谷区

防災 街づくり 基本方針



地震に強いまちを目指して

目次

序章	はじめに	
1.	改定の背景と目的	1
2.	位置づけ	1
3.	方針の構成	2
4.	今後の改定の考え方	3
5.	対象とする取り組み	3
6.	関連する法律・計画等	4
第1章	現況と課題	
1.	市街地の現況	9
2.	防災街づくりの課題	20
3.	復興街づくりのこれまでの取り組みと課題	21
第2章	目指すべきまちの姿	
1.	基本理念	23
2.	防災街づくりの基本的な考え方	24
3.	復興街づくりの基本的な考え方	26
第3章	実現への方策	
1-1.	4つの目標を実現するための防災街づくり	29
1-2.	地区特性に合わせた防災街づくり	34
2.	復興街づくり	36
終章	協働による防災街づくりを進めるために	
1.	区民・事業者・区の役割	45
2.	地域力の向上	46
3.	多様な主体との連携	47
資料編		

序章

はじめに

防災街づくり基本方針の改定の背景や目的、
位置づけ等の基本的な事項について示します。

1. 改定の背景と目的

本区では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、安全・安心・安定の街づくりを着実に実現するため、大規模地震を対象とした防災街づくりの考え方をまとめた、防災街づくり基本方針（目標年時：平成27年）を平成10年に策定しました。

平成23年に発生した東日本大震災は、事前の復興街づくりや共助力等の重要性を再認識させるものでした。これを受け、国は、防災都市づくり計画策定指針を発表し、自治体による防災都市づくり計画の策定・見直しを促進しています。東京都においても、東京都防災対応指針の策定や被害想定の見直し及び東京都地域防災計画の修正等を行いました。

本区では、都市整備の基本的な方針である都市整備方針の第一部「都市整備の基本方針」を平成26年に改定し、将来都市像の一つとして「安全で、災害に強く復元力のあるまち」を示しました。

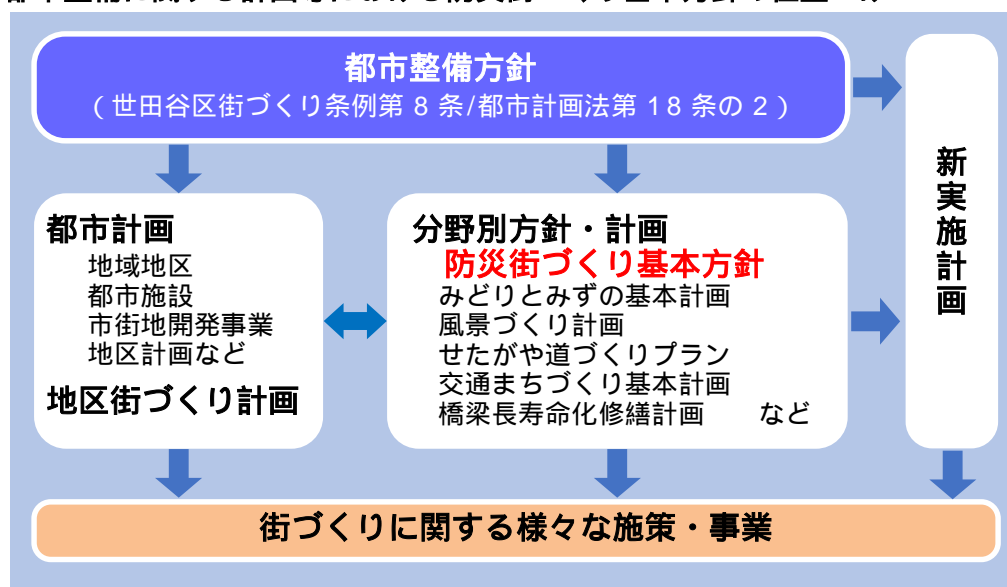
これらの背景や社会情勢を踏まえ、都市整備方針を実現するための防災街づくりの考え方及び取り組みを示すとともに、区民・事業者等にとって分かりやすい内容とすることを目的として、本方針の改定を行いました。

2. 位置づけ

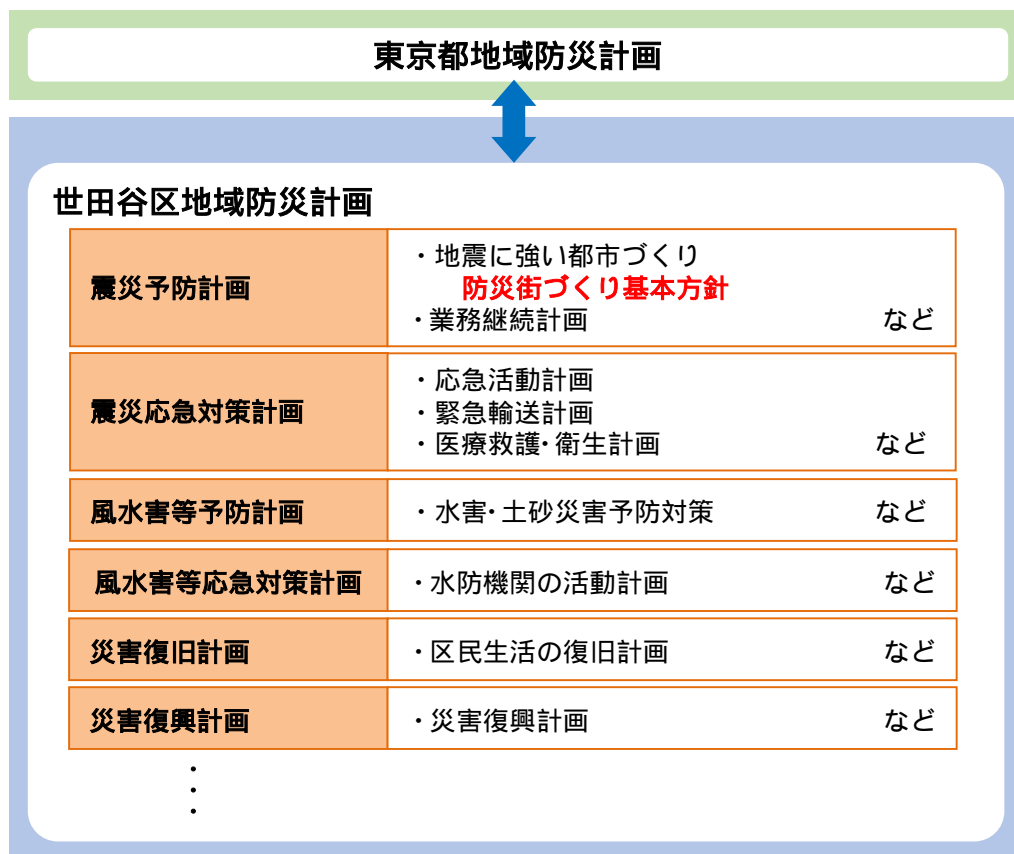
本方針は、基本構想、基本計画、新実施計画の計画体系の中で、都市整備分野の総合的な方針である都市整備方針の分野別方針の一つであるとともに、本区の総合的な防災に関する計画である地域防災計画の一部としても位置づけられています。

改定にあたっては、関連する本区の方針・計画等における防災面での施策及び防災都市づくりに関する東京都等の諸計画との整合性を考慮します。

都市整備に関する計画等における防災街づくり基本方針の位置づけ



地域防災計画における防災街づくり基本方針の位置づけ



3 . 方針の構成

本方針の構成は以下のとおりです。



4 . 今後の改定の考え方

本方針は、社会情勢の変化や都市整備方針の見直しが行なわれた場合など、必要に応じて改定を行います。

5 . 対象とする取り組み

本方針は、大規模な地震による市街地の被害を最小限に抑えるために、ハードの側面から取り組む防災街づくりと、着実な復興を進めるための、復興街づくりを対象としています。

コラム 地震などの災害が複合的に発生する可能性について

災害は、複数の地震が連動して発生するケースや、台風や集中豪雨時に地震が発生するケースなど、複数の事象がほぼ同時または断続的に発生することがないとは言えません。

本方針は、複合的な災害に対して備えるために、関連計画との連携を図ります。

福井地震と大雨の複合災害の事例

第二次世界大戦による戦後の荒廃からようやく立ち直りを見せ始めた昭和 23 年 6 月 28 日午後 5 時 14 分（夏時間）に福井地震が発生し、堤防や護岸などの河川管理施設が各所で大きな被害を受け、その復旧工事を始めた約 1 ヶ月後に洪水に見舞われ、地震による被害に加えて大きな災害となった。

本州南岸に停滞した梅雨前線により、福井地震後の 7 月 22 日から雨が降り出し、24 日朝に若狭沖に前線をともなう低気圧が発生したため、午前 11 時頃より雷雨となり、福井で正午前後の 2 時間半に 55mm を記録する豪雨となった。（中略）地震によって被害を受けた九頭竜川本川の堤防は、土俵のみの水防活動では対策の施しようもなく、25 日の夕方、左岸中藤島村の灯明寺地先で約 300m にわたって決壊した。濁流は 4～6m/s の勢いで、福井市の西北部および西・中藤島村一帯に押し寄せ、浸水深さは 2.4m にもなり大惨状を引き起こした。福井市内の浸水家屋は約 7,000 戸、被災人口約 28,000 人、浸水面積は約 1,900ha に及んだ。大雨を降らせた低気圧は、25 日夜になって去り、降雨はようやく止んだ。

（近畿地方整備局福井河川国道事務所 HP「九頭竜川流域誌」より）

6 . 関連する法律・計画等

近年の国・東京都・本区の防災分野における主な法律や計画等は以下のとおりです。

<国>

名称	時期	主な内容
災害対策基本法	H24 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模広域な災害に対する即応力の強化 ・大規模広域な災害時における被災者対応の改善 ・教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上
	H25 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模広域な災害に対する即応力の強化等 ・住民等の円滑かつ安全な避難の確保 ・被災者保護対策の改善 ・平素からの防災への取り組みの強化
防災基本計画	H23 修正	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化 ・最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映
	H24 修正	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正等を踏まえた大規模広域災害への対策の強化 ・原子力災害対策の強化
建築物の耐震改修の促進に関する法律	H25 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務付け ・耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲の拡大
大規模災害からの復興に関する法律	H25 制定	<ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県レベルでの復興計画の策定 ・復興計画に基づく土地利用基本計画の変更
国土強靱化基本法	H25 制定	<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる大規模災害等が発生しようとも、人命を守る、行政・経済社会を維持する重要な機能が致命的な損傷を負わない、財産・施設等に対する減災・被害拡大防止、迅速な復旧・復興を可能とするために制定 ・国土強靱化基本計画の策定、脆弱性評価の実施 ・国土強靱化地域計画の策定 ・既存社会資本の有効活用、効果的な維持管理の実施
大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法	H25 制定	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災都市借地借家臨時処理法を廃止して、新しく制定 ・優先借地権制度を廃止 ・優先借家権制度を廃止し、従前の賃貸人による通知制度を新設 ・借地人の保護のための規律を改正・新設（何ら公示なく借地権を対抗することができる期間を6か月間とし、政令施行の日から3年間は掲示による対抗力を認める等） ・被災地短期借地権の新設
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・地震時等に著しく危険な密集市街地の選定（H24 国土交通省）

<東京都>

名称	時期	主な内容
東京都地域防災計画(1)	H26 修正	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関と都民の共通認識を醸成し、各主体による防災対策を促進 ・予防・応急・復旧といった災害のフェーズに応じた対策の構築 ・発災後の対応手順を明確化する等の施策内容の充実・強化
東京都震災対策条例	H12 制定	<ul style="list-style-type: none"> ・都民、事業者及び都の責務を明確化し、必要な体制を確立 ・予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護する ・自助及び共助の考え方と、都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図る
東京都震災対策事業計画	H25 策定	<ul style="list-style-type: none"> ・自助・共助・公助を束ねた地震に強いまちづくり ・都民の命と首都機能を守る危機管理の体制づくり ・被災者の生活を支え、東京を早期に再生する仕組みづくり
東京都帰宅困難者対策条例	H25 制定	<ul style="list-style-type: none"> ・都、都民及び事業者の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定める ・一斉帰宅抑制に係る施策の推進、安否確認及び情報提供、一時滞在施設の確保、帰宅支援の実施
防災都市づくり推進計画 (本方針同様 H27 年度修正予定)	H22 修正	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の不燃化整備を加速 ・「燃えない」に加え「壊れない」都市づくりの促進 ・防災性の向上に加え良好な住環境形成に向けた地域住民主体のまちづくりの促進
耐震改修促進計画	H26 修正	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化率の目標値を引き上げ ・改修等の費用助成充実を図り、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化を加速
その他		<p>木密地域不燃化 10 年プロジェクト実施方針 (H24 策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の不燃化により、延焼による焼失ゼロ(不燃領域率 70%)を実現 ・整備地域における延焼遮断帯となる主要な都市計画道路の整備を平成 32 年までに 100%達成

1 表内の内容欄は、平成 24 年の震災編に関する主な修正内容を挙げている。なお、平成 26 年修正は南海トラフ地震及び風水害編の修正である。

< 世田谷区 >

名 称	時期	主な内容
都市整備方針	H27 改定	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区街づくり条例を根拠とし、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、本区の長期的な視点に立った都市づくり・街づくりの総合的な基本方針 ・本方針に基づき都市計画や地区街づくり計画を定め、また、街づくりに関する様々な施策・事業を進める
地域防災計画	H24 修正 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づき、世田谷区の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、区及び関係防災機関が、その全機能を有効に発揮して災害予防をはじめ、災害応急対策及び災害復旧等、一連の災害対策を実施するための計画
災害対策条例	H18 制定	<ul style="list-style-type: none"> ・自助、共助及び公助の理念のもとに区民、事業者及び区の責務を明確化 ・災害の予防、減災、応急、復旧対策及び復興に関する施策の基本的な事項を規定 ・災害対策を推進し、区民の生命、身体及び財産を災害から保護する
耐震改修促進計画	H27 改定	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断・耐震改修等を計画的かつ総合的に促進するための目標・施策を示すための計画 ・平成 32 年度までに住宅の耐震化率 95% を目指し、 重要な建築物の耐震化、 沿道建築物の耐震化、 建替えによる耐震化に取り組む
震災復興マニュアル	H19 改定	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後、混乱期から復興期にかけて区民生活の再建と安定に必要なとされる本区の復興対策業務を遅滞なく、かつ混乱のないように行うための震災復興活動の指針 ・震災復興の基本的な考え方のほか、震災復興体制、くらしの復興、都市の復興について、本区の各組織が震災後の復興のために実施すべき事項や事前に準備しておくべき事項等を体系的に整理
都市復興プログラム	H18 改定	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後の復興街づくりを速やかに、かつ円滑に進めるために、災害対策条例に基づいて復興を進めるための初動体制、都市復興基本方針・基本計画の策定、復興街づくりの推進の面から、行政の行動手順や役割分担を整理
道づくりプラン	H26 策定	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針 ・将来道路網計画の中に、ミニ防災生活圏の形成や消防活動困難区域解消のため、およそ 500m 間隔で主要生活道路を、250m 間隔で地先道路を配置 ・計画期間内に事業化を目指す路線（優先整備路線）として、延焼遮断帯となる都市計画道路や密集地域内の主要生活道路などを選定
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・防災環境マップ（H21 改定） ・地域力の向上と地区防災対策の強化について（報告書）(H25)

2 平成 28 年度修正予定

第1章

現況と課題

震災時に想定される市街地の危険性などについて、
本区の現況を踏まえて分析を行い、防災街づくりの課題を整理します。

1. 市街地の現況

本方針が対象とする市街地の現況と課題

1. 市街地の現況

(1) 揺れによって引き起こされる建築物・宅地の危険性

倒壊の危険性がある建築物 揺れによる被害の危険性がある宅地
その他

(2) 火災の危険性

延焼を遮断する道路 燃えにくい空間
円滑に消防活動が行なえる道路ネットワーク その他

(3) 避難の困難性

震災時に危険な狭あい道路・行き止まり道路
震災時の拡大する延焼から身を守る広域避難場所
身近な避難空間となる公園等 その他

(4) 災害対応の困難性

拠点となる施設 必要な物資等を輸送する道路
応急仮設住宅の建設に活用できる用地 その他

(5) 地区における共助の必要性

災害時の人的資源 地区の防災に関する体制や意識
出張所・まちづくりセンターの取り組み その他

2. 防災街づくりの課題

- (1) 揺れに対して強い建築物・宅地とする必要がある
- (2) 延焼を遮断する市街地構造とする必要がある
- (3) 避難の安全性を確保する必要がある
- (4) 迅速で効果的な災害対応が行える環境を整備する必要がある
- (5) 地区の協力体制を構築する必要がある

3. 復興街づくりのこれまでの取り組みと課題



(1) 揺れによって引き起こされる建築物・宅地の危険性

倒壊の危険性がある建築物

昭和 56 年の建築基準法改正による新耐震基準以前に建築された建築物は、建替えの進展により平成 13 年と比較し、約 2 万 6 千棟減少しています。しかしながら、依然として約 7 万棟 (41% <棟数比>、平成 23 年) 残っている状況です。東京都が公表している建物倒壊危険度 (平成 25 年) では、危険度が高いランク 4・5 に該当する町丁目はありません。しかしながら、ランク 3 に北沢三・五丁目、太子堂五丁目が該当しています。

揺れによる被害の危険性がある宅地

東京都の被害想定によると、急傾斜地崩壊危険箇所は、国分寺崖線沿いを中心に 57 か所指定されており、首都直下地震では、がけ崩れによる建築物被害が想定されています。東京都が行った液状化予測 (平成 25 年) によると、区内のほぼ全域において液状化の可能性は低いとされています。

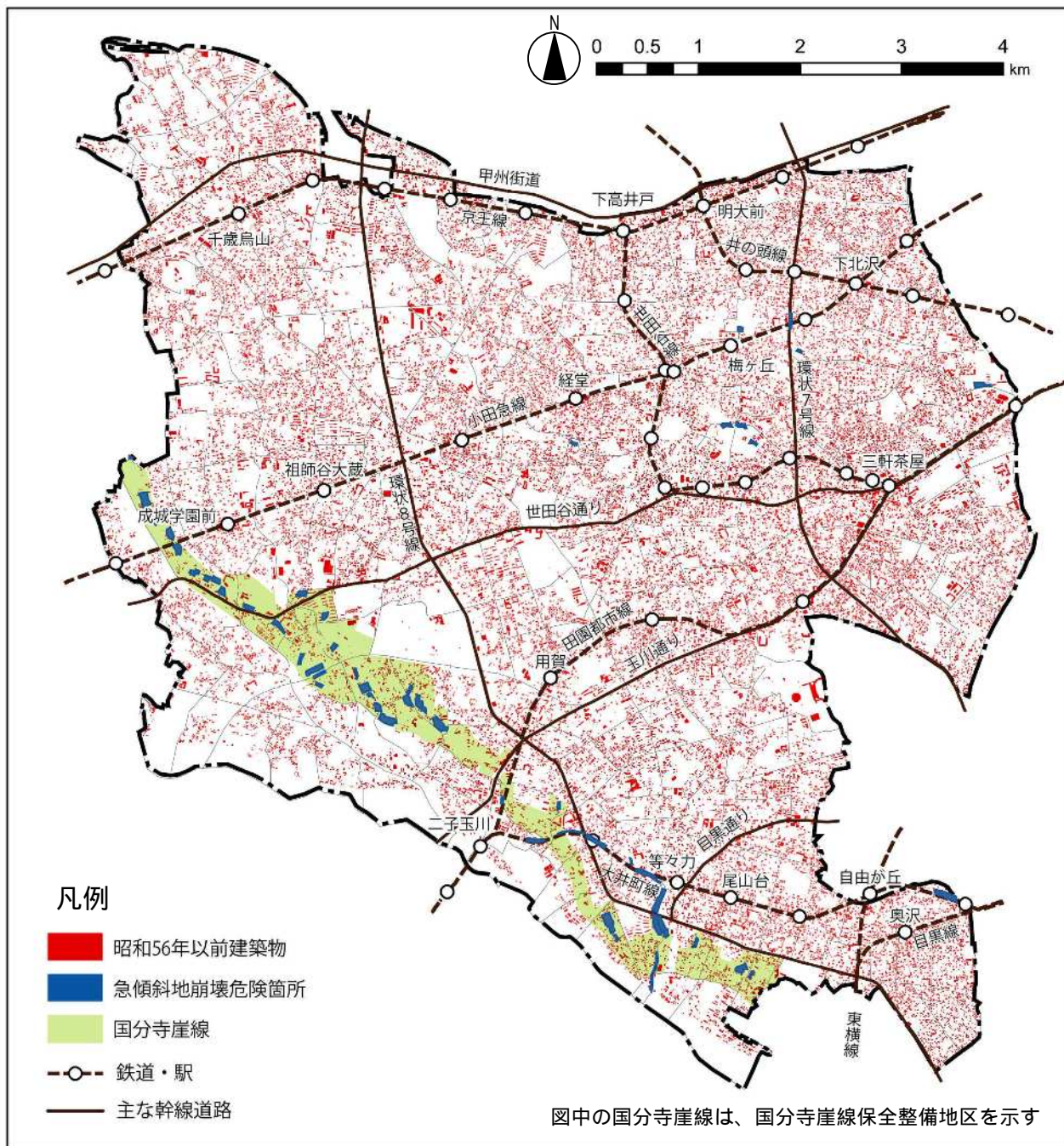
その他

東京都の被害想定によると、地震の揺れによるエレベーター内の閉じ込めは、首都直下地震では 200 件以上発生すると想定されています。家具家電類の転倒・落下・移動による居住者の負傷や火災の発生の危険があります。平成 23 年時における 4 階建以上の建築物は 8,919 棟で、平成 3 年の 5,648 棟からは、年々増加の傾向にあります。特に 15 階以上の建築物については 1 棟 (平成 3 年) から 21 棟 (平成 23 年) に増加しています。高い建築物の増加を踏まえて、建築物特有の防災上の課題に対応する必要性が増しています。高層の建築物は地震発生時に、上層階での揺れの増幅やエレベーターの停止による、上下移動の支障等、特有の被害を受ける恐れがあります。



揺れに対して強い建築物・宅地とする必要がある

昭和56年以前建築物分布・急傾斜地崩壊危険箇所



(出典:平成23年度世田谷区土地利用現況調査、東京都土砂災害危険箇所マップ[平成26年]より作成)

【昭和56年以前建物】

昭和56年の建築基準法改正による新耐震基準の施行以前に建築された建築物のこと。相対的に耐震性能が低いものと考えられている。
上記図では、建築物の分布図を示している。

【急傾斜地崩壊危険箇所】

傾斜度30°以上、がけ高5m以上の急斜面で、崩壊した場合に人家、または官公署、学校、病院等に被害を生ずる恐れがある箇所。

(2) 火災の危険性

延焼を遮断する道路

延焼遮断帯としての機能をもつ都市計画道路のうち、骨格防災軸に位置づけられている環七通り、環八通り、玉川通りや甲州街道などの幹線道路の整備は概ね完了していますが、その他の都市計画道路の整備状況は、主要延焼遮断帯が 50%、一般延焼遮断帯は 28%と低い状況です。

東京都では、木造住宅密集地域における延焼遮断帯整備のため、補助 26・52 号線の一部を特定整備路線に位置づけています。

燃えにくい空間

建築物の建替えによる不燃化の促進や道路等の整備により、平成 13 年～23 年度の期間で市街地の焼失率が 80%を越えるとされる不燃領域率 40%未満であった 16 町丁目が、6 町丁目に減少しました。しかし、延焼の危険がほとんど無くなるとされる不燃領域率 70%を下回る町丁目は 192 (全庁町目の 7 割)あり、引き続き、燃えにくい市街地の整備が求められています。 <資料編 - 3>

円滑に消防活動が行なえる道路ネットワーク

震災時に消防活動を円滑に行うためには、幅員 6m以上の道路ネットワークが必要ですが、区内には、円滑に消防活動が行える幅員 6m以上の道路から離れた区域が依然として存在しています。

その他

老朽木造住宅が密集する地区において、建築物の不燃化に取り組んできました。平成 25 年度には太子堂・三宿地区等が東京都の不燃化特区に位置づけられています。 <資料編 - 4>

公園や緑道は、延焼を遅らせる機能を有しています。区内の公園等は約 240.2ha (平成 16 年)から約 261.4ha (平成 27 年)に増加していますが、まだ不足している地域が存在しています。 <資料編 - 5>

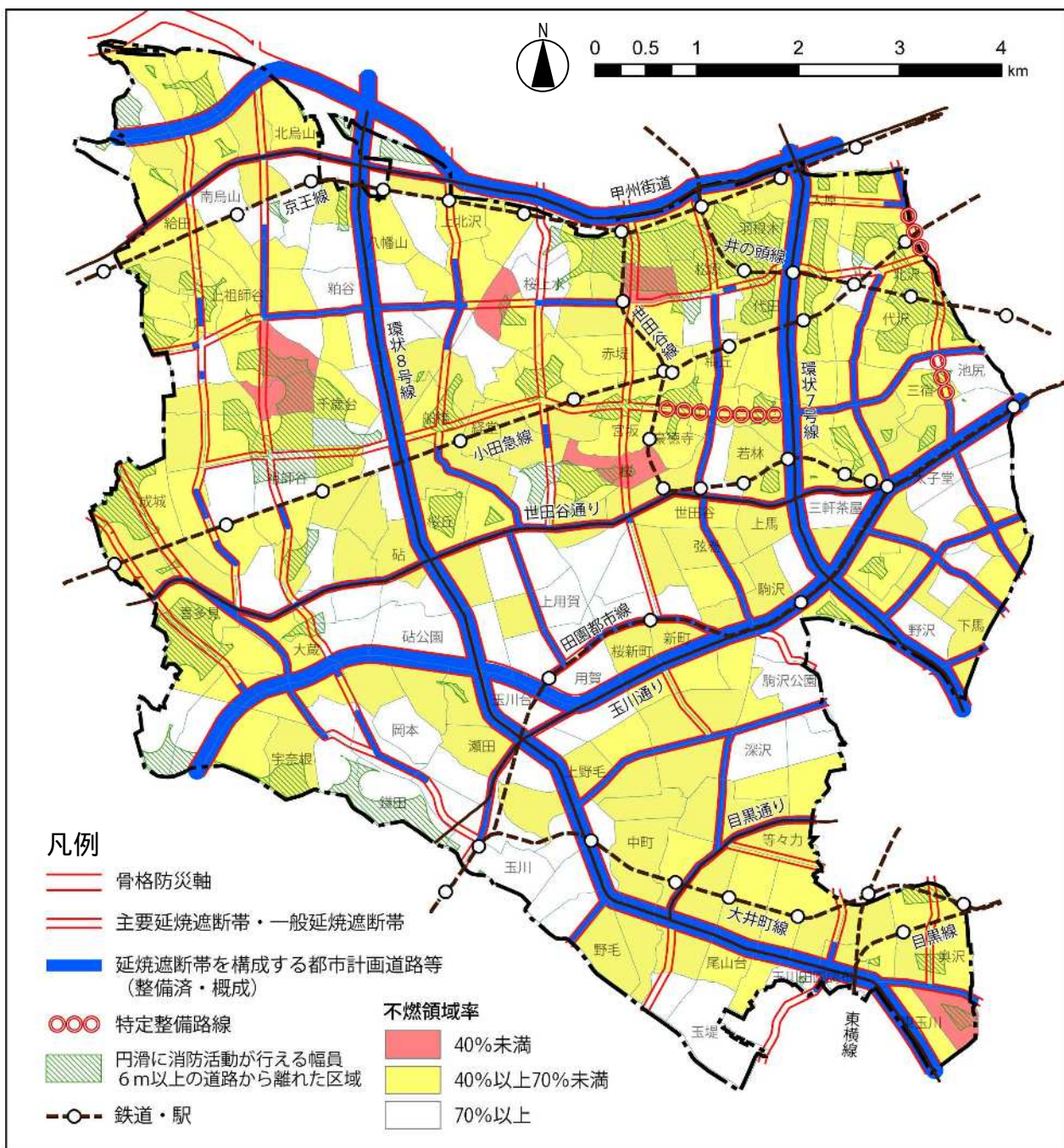
老朽木造住宅が密集する市街地などでは大きな延焼クラスターがあり、消防活動が行えない場合、延焼が拡大する危険性があります。 <資料編 - 6>

宅地開発等による敷地の細分化が進んでおり、専用住宅の宅地面積は 201.3 m² (平成 3 年)から 158.0 m² (平成 23 年)に減少しました。このような市街地では、火災が発生した場合に延焼の危険性が高くなります。 <資料編 - 7>



延焼を遮断する市街地構造とする必要がある

延焼遮断帯を構成する道路の整備状況・不燃領域率・円滑に消防活動が行える幅員6m以上の道路から離れた区域



(出典：世田谷の土地利用 2011、世田谷区道路網図[平成 27 年 4 月]より作成)

[不燃領域率]

市街地の燃えにくさを表す指標で、地域内における道路・公園などの空間・空地や、燃えにくい建築物が占める割合を基に算出するものです。不燃領域率が70%を越えると、市街地の焼失率はほぼゼロになるとされています。また、不燃領域率が40%を下回ると、市街地の焼失率が80%を越えるとされています。(東京都基準)

$$\text{不燃領域率} = \text{空地率} + (1 - \text{空地率} / 100) \times \text{不燃化率}$$

[空地率]

一定以上の面積を有する公園等と幅員6m以上の道路の合計面積の割合のこと

[円滑に消防活動が行える幅員6m以上の道路から離れた区域]

震災時に消防車両の通行不能や消防に使用可能な水の不足などによって、消防活動が困難と予想される区域です。

凡例の「円滑に消防活動が行える幅員6m以上の道路から離れた区域」は、幅員6m以上の道路から消防ホースが到達しない140m以上の領域を示しています。

(3) 避難の困難性

震災時に危険な狭あい道路・行き止まり道路

幅員が4m未満の狭あい道路は、沿道の建築物や電柱、塀等の倒壊で道路がふさがれ、避難が困難となる危険性があります。区全体の細街路率は36%（平成23年）で、40%を超える地区も多くみられることから、狭あい道路の解消や避難の安全性を高める取り組みが求められています。 <資料編-8>

建替えにより、狭あい道路の改善は進んでいますが、完全な解消には長い時間がかかります。そのため、その他の方法も考慮して避難する経路を確保することが求められています。

行き止まり道路に面する宅地では、建築物等の倒壊による道路閉塞により、避難が困難となる可能性が高くなっています。そのため、災害時の避難路を確保することが求められています。

震災時の拡大する延焼から身を守る広域避難場所

平成25年度に「太子堂円泉ヶ丘公園・三宿の森緑地一帯」が広域避難場所として指定されましたが、区全体としては広域避難場所に適した広い空間の確保は困難な状況です。

身近な避難空間となる公園等

公共のオープンスペースである公園等について、区内では207か所（平成26年）が避難の際の一時集合所として指定されています。しかし、区内全域ではまだ公園が少ない地域もあり、更なる公園整備が求められています。

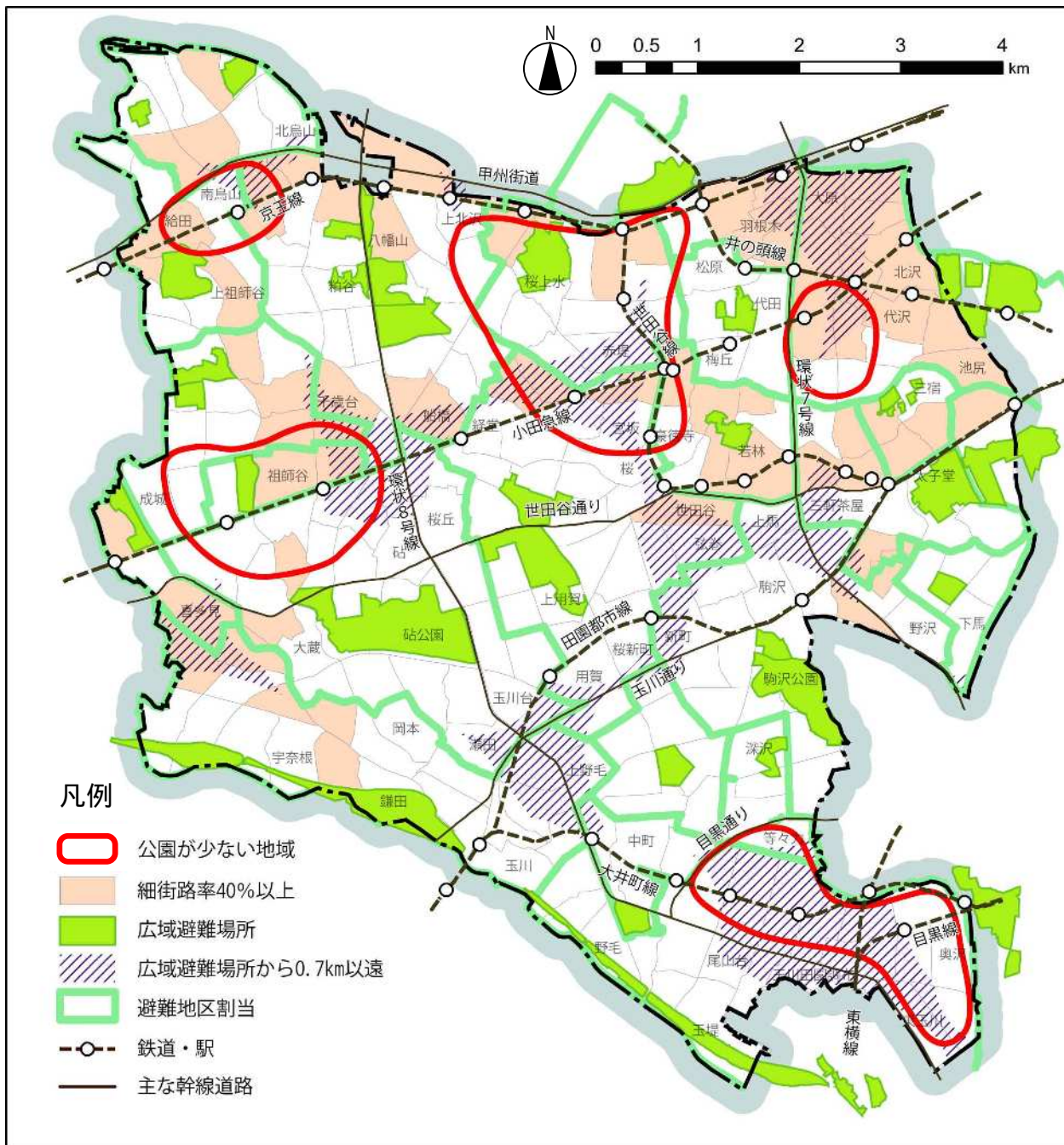
その他

東京都帰宅困難者対策条例の制定を受けて、本区では、民間等の協力を得ながら、駅周辺や幹線道路沿線の一時滞在施設の確保等の対策を進めることが求められています。



避難の安全性を確保する必要がある

公園が少ない地域・細街路率・広域避難場所



(出典：世田谷の土地利用 2011、避難場所及び避難道路図[東京都、平成 25 年]、世田谷区みどりとみずの基本計画[平成 20 年]より作成)

【広域避難場所から 0.7km 以遠の区域】

世田谷区防災環境マップにおいて、広域避難が円滑となる区域を、阪神・淡路大震災の事例や、災害時に高齢者やケガをした方の事情、歩行距離を考慮して、直線距離 0.7 km までの区域と定義しています。

【細街路率】

4m 未満道路延長 / 道路総延長

(4) 災害対応の困難性

拠点となる施設

区役所および各総合支所周辺地区は、都市整備方針で災害対策拠点に位置づけられており、庁舎等は災害時に情報収集・発信等の拠点として機能することが求められています。

必要な物資等を輸送する道路

東京都が指定する緊急輸送道路の中で、特に沿道建築物の耐震化を推進する必要がある道路は、特定緊急輸送道路に指定されています。

緊急輸送道路以外にも、避難等に必要な道路については緊急啓開路線に指定されています。

応急仮設住宅の建設に活用できる用地

生産緑地地区や公園は、災害時における応急仮設住宅の建設用地として位置づけられています。しかし、生産緑地は平成10年に比べて平成25年では89か所、約29ha減少しており、生産緑地の保全が求められています。また、応急仮設住宅が建設可能な規模等を有する公園整備も求められています。

その他

東京都の被害想定によると、上水道の断水や下水道の管きょ被害など、ライフラインの被害が想定されています。

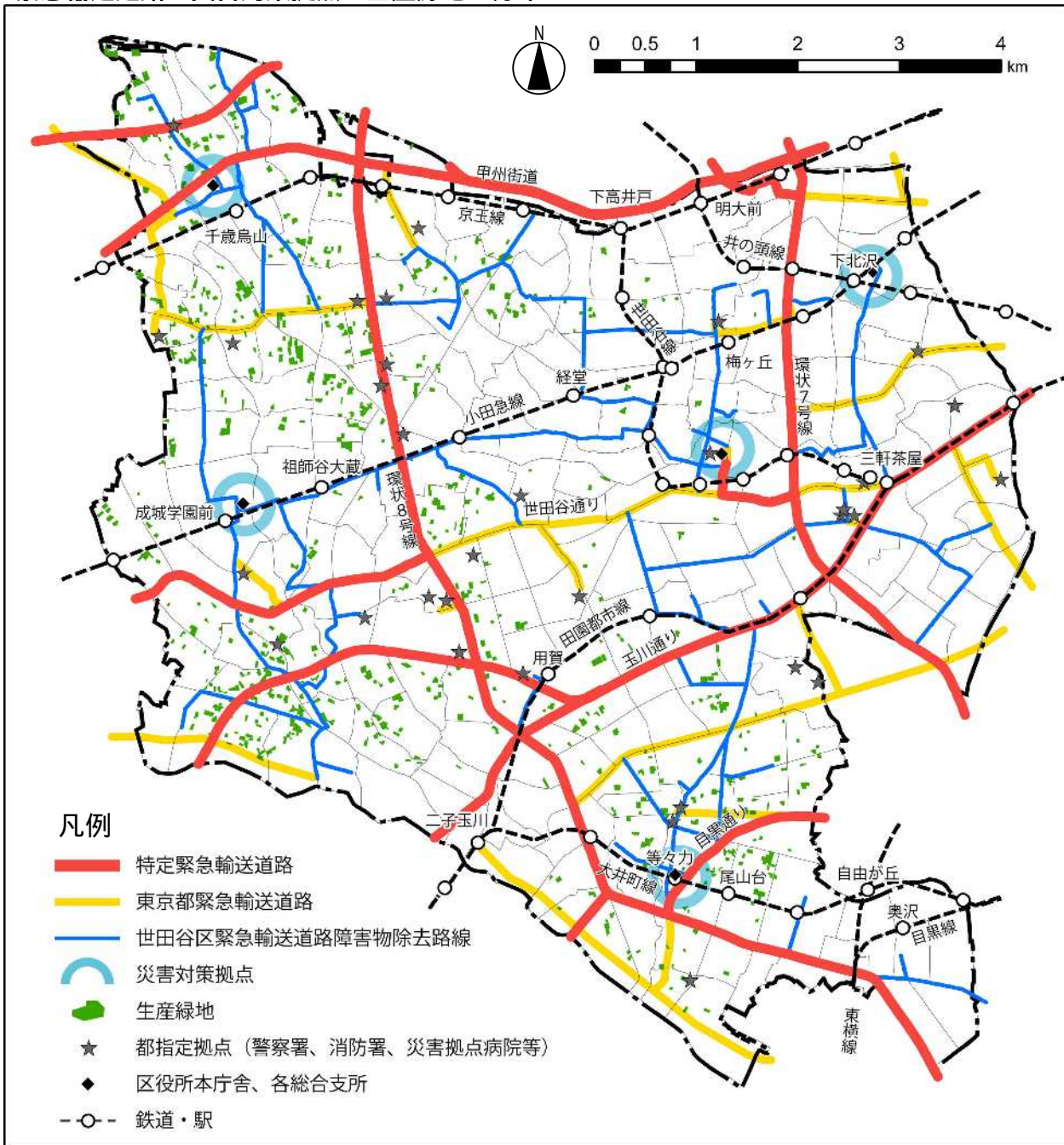
道路や橋梁などの公共施設が老朽化している箇所があります。

本区では復旧・復興を進めるうえで基礎的な資料となる地籍調査を進めていますが、進捗率は1.5%（平成26年）であり、土地についての正確な情報が把握できていない地区が多くあります。



迅速で効果的な災害対応が行える環境を整備する必要がある

緊急輸送道路・災害対策拠点・生産緑地の分布



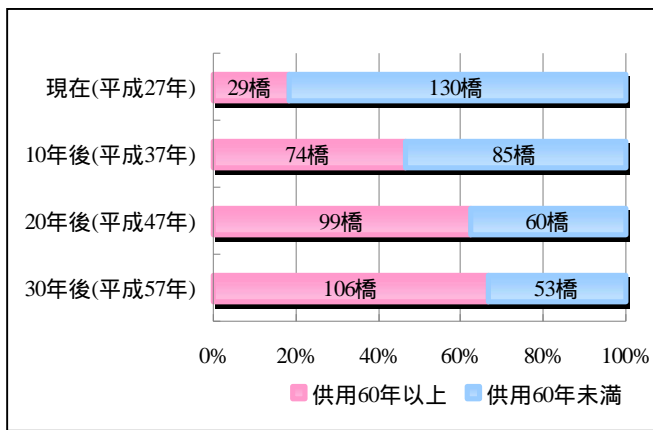
(出典：東京都緊急輸送道路図[平成27年]、東京都地域防災計画震災編[平成26年修正]、世田谷区都市整備方針[平成27年]、平成23年度世田谷区土地利用現況調査、世田谷区資料より作成)

被害想定概要 (世田谷区)

想定項目	東京湾北部 M7.3	
	冬の夕方 18時	冬の朝 5時
電力 (停電率 火災を考慮する)	19.4%	9.2%
通信 (電話の不通率)	12.7%	1.3%
ガス (都市ガスの供給停止率)	1.2%	(同左)
上水道 (断水率 1日目)	30.8%	(同左)
下水道 (管きよ被害率)	24.7%	(同左)

(出典：首都直下地震等による東京の被害想定[平成24年])

60年以上経過した橋梁の割合



(出典：世田谷区資料[平成27年])

(5) 地区における共助の必要性

災害時の人的資源

一般的に災害時に支援を受ける可能性が高い単身高齢者(65 才以上)一人あたりの、支援する側になり得る生産年齢層(15 才以上 65 才未満)の人数は、区全体で 19.0 人(平成 12 年)から 15.4 人(平成 22 年)となっており、一人の人を支える人数が減少しています。

昼間人口密度が夜間に比べて低い地区は、昼間に生産年齢層が通勤や通学などで地区外に出ており、高齢層や年少層が地区内に残っていると考えられます。このような地区では、特に昼間において高齢層を支える人数が不足する恐れがあります。

<資料編-9>

地区の防災に関する体制や意識

区内では 224 の防災区民組織が結成されており、防災区民組織の育成・活動を支援する制度を設けています。町会・自治会での組織率は 97% (平成 26 年)で、ほぼ全てで結成されています。一方で、町会・自治会への加入率は 55.7% (平成 26 年)であり、地区に不慣れな新たに転入してきた人など、より多くの人に関われる体制づくりが求められます。

東日本大震災により防災意識が向上したことで、平成 23 年以降の区民意識調査では、区が積極的に取り組むべき事業として「災害に強いまちづくり」が第 1 位に挙げられていますが、近年指摘率が低下しており防災に関する関心が低くなっているとみられます。

出張所・まちづくりセンターの取り組み

27 出張所・まちづくりセンターに地区防災支援担当を設置する等の防災拠点機能の整備を進めています。

区民に対する防災知識普及のため、防災塾を開催しています。平成 26 年度は、各出張所・まちづくりセンター単位で、災害時に想定される様々な課題を発見することを目的に実施し、27 年度は前年度の検討結果を踏まえた対応等の検討を行いました。

その他

学生ボランティアの派遣等を含む、災害時における協力体制に関する協定を 11 大学と締結しています。また、災害時要援護者の支援に関する協定を 74 町会と締結しています。

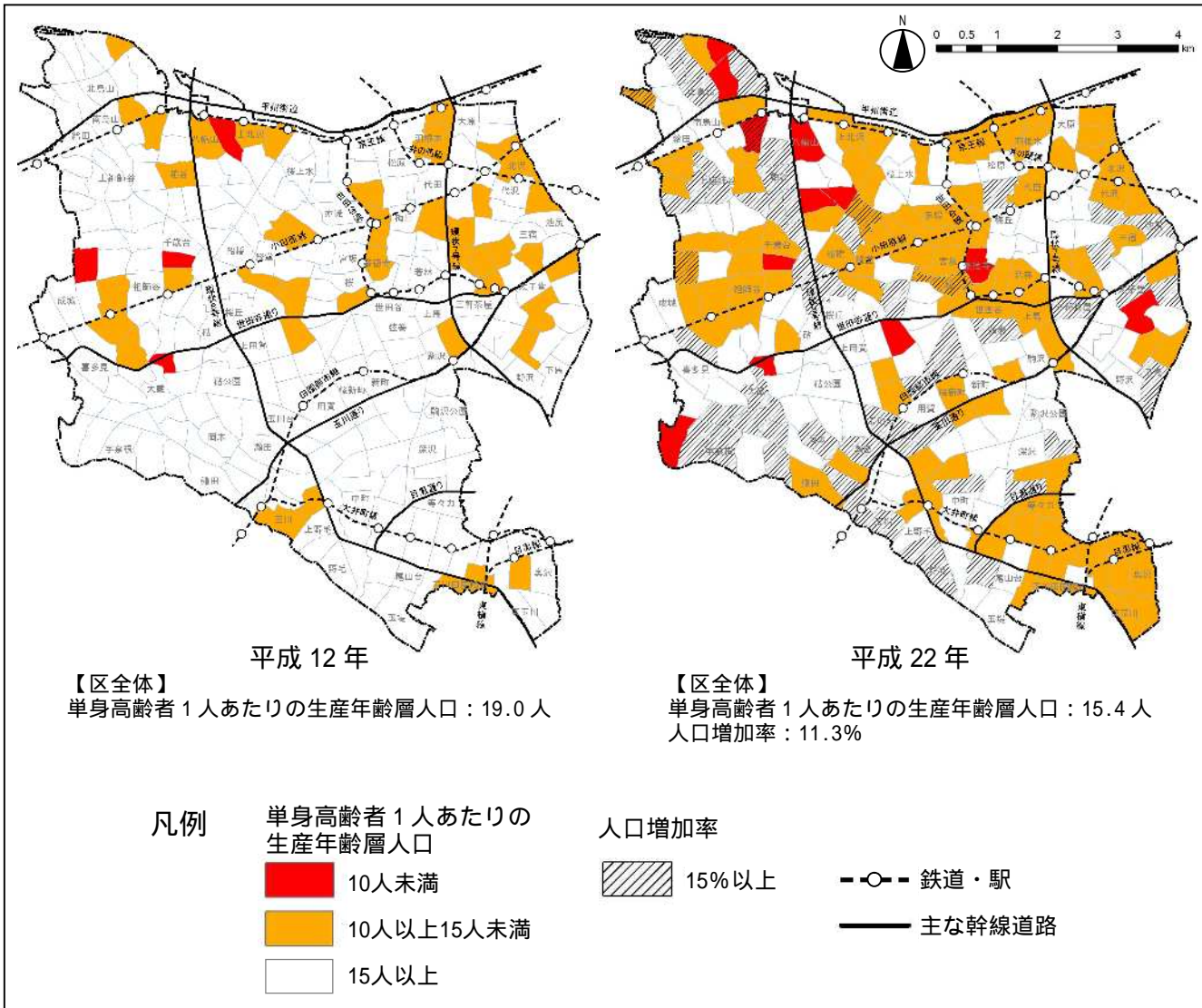
災害時における区内 N P O 団体との連携に向けたイベントを実施する等、区と N P O 又は N P O 相互の連携を図る取り組みを実施しています。

専門家との防災や復興の街づくりに関する協力・支援の体制づくりが求められています。



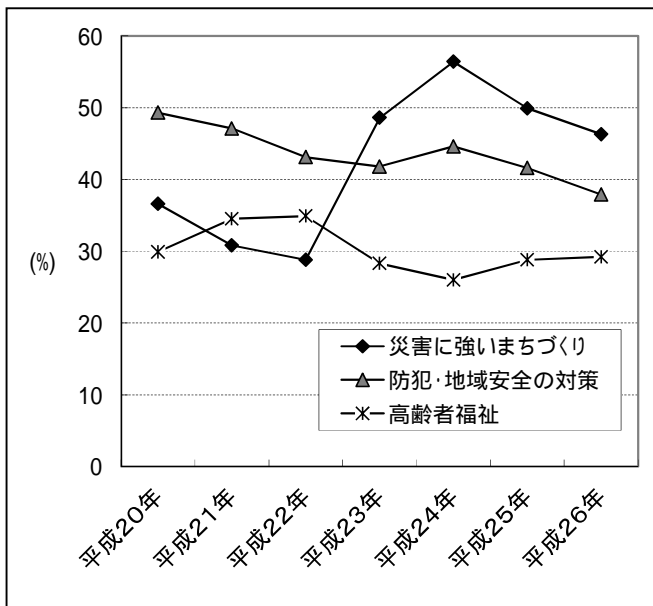
地区の協力体制を構築する必要がある

単身高齢者（65才以上）1人あたりの生産年齢層（15才以上65才未満）人口の推移及び人口増加率



(出典：<単身高齢者1人あたりの生産年齢層人口>平成12年、22年国勢調査より作成
<人口増加率>世田谷区住民基本台帳[平成16年4月、平成26年4月]より作成)

区民の防災意識（区が積極的に取り組むべき事業）



(出典：世田谷区区民意識調査より作成)

2 . 防災街づくりの課題

(1) 揺れに対して強い建築物・宅地とする必要がある

地震の揺れによる建築物の倒壊により、人や建築物に被害が発生することが想定されるため、建築物の耐震化を進めることが必要です。

急傾斜地では、がけの安全性の確保が必要です。

地震の揺れによるエレベーター内の閉じ込め対策や、家具家電類の転倒・落下・移動を防ぐ対応が必要です。

(2) 延焼を遮断する市街地構造とする必要がある

延焼による人や建築物への被害を最小限にするために、延焼遮断帯の形成の更なる推進が必要です。

延焼遅延帯となる道路・緑道の整備や建築物の不燃化が必要です。また、円滑に消防活動が行なえる道路ネットワークの整備が必要です。

(3) 避難の安全性を確保する必要がある

広域避難場所から離れた地区は、自宅から主要な道路までの避難路の確保や、避難路となる道路の安全性の向上など、円滑に避難できる環境を整えることが必要です。お年寄りや負傷者等、支援を必要とする方の避難を考慮して、広域避難場所に至る安全な避難路の確保、避難所等に多方面から避難できる出入り口の整備などが必要です。一時集合所として活用する公園等のオープンスペースの確保が必要です。

帰宅が困難な人々の集中による混乱や事故の発生を防止する必要があります。

(4) 迅速で効果的な災害対応が行える環境を整備する必要がある

災害対策拠点は、中心となる庁舎とその周辺を整えることが必要です。

緊急輸送道路等の機能の確保が必要です。

生産緑地の保全や公園の整備を図ることが必要です。

ライフラインの耐震化や公共施設の計画的な改修等が必要です。

土地の正確な情報等、着実な復興を進めるための基礎的な資料を作成・整理しておくことが必要です。

(5) 地区の協力体制を構築する必要がある

防災区民組織の育成・活動の支援によって、災害時の支援活動等に参加できる人材を増やすとともに、防災街づくりを進めるために様々な分野との連携を図ることが必要です。

日頃から住民相互の交流や防災訓練等を通して、地区の防災上の特性を広く共有することが必要です。また大学や専門家等の知見を防災街づくりに活かしていく必要があります。

3 . 復興街づくりのこれまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

いつ起きるかわからない地震に備えて、復興に対する事前の取り組みが必要です。

本区では、ハード面の予防対策としての防災街づくりを進めるとともに、甚大な被害が生じた場合に区民と協働で市街地の復興を進める都市復興プログラム（平成13年3月）と、生活復興等を含めた震災復興マニュアル（平成19年3月）を策定しました。

平成17年には、都市復興プログラムをより実効性の高いものとするため、北沢地区で住民と協働して「地域復興訓練」を実施し、この訓練の結果や社会状況の変化などを踏まえて、平成18年に都市復興プログラムを改定しました。

さらに、平成20年度より、都市復興プログラムを職員が習熟するための実践的な演習として「世田谷区都市復興プログラム実践訓練」を毎年実施しており、平成23年度からは地区住民や専門家などの協力を得て行っています。

(2) 今後の課題

首都直下地震の切迫性が高まる中、いつ震災が起きても速やかに復興活動が行える体制づくり・街づくりが求められています。

区職員が被災状況に応じて柔軟で迅速な対応が行えるように、職員の知識向上や理解の習熟を図り、質を高めていく必要があります。

都市復興プログラムの実効性を高めていく必要があります。

仮設市街地の形成について、事前に準備を進めておく必要があります。

自助・共助・公助の理念を踏まえ、復興の考え方やプロセスを区民・事業者・区があらかじめ共有し、地区全体で事前の復興街づくりを行う体制を構築する必要があります。

自治体だけでは対応できない事態を想定し、外部の専門家や大学などとの連携を進める必要があります。



第2章

目指すべきまちの姿

本方針の基本理念を定め、防災街づくり及び
事前の復興街づくりの基本的な考え方を示します。

1 . 基本理念

本方針の基本理念を次のとおり定めます。

震災が起きても区民の生命と財産が守られ、住み続けられるまち

明日にでも起きるかもしれない震災に備え、当面の目標として、区民等が安全に避難できる「逃げやすいまち」を目指します。

その上で、最終目標として、震災による被害が少なく、区民等が避難しなくてもよい「逃げないですむまち」を目指します。

震災後は、すみやかな生活再建とともに、被害を繰り返さない災害に強い市街地の形成を目指します。

基本理念を実現するため、街づくりや福祉などの分野を越えた一体的な取り組みによる、区民・事業者・区の協働の防災街づくりを目指していきます。

2. 防災街づくりの基本的な考え方

基本理念を実現するため、以下に4つの目標を示すとともに、防災街づくりの進め方についての基本的な考え方を示します。

(1) 基本理念を実現するための4つの目標

目標 揺れに強いまちをつくる

- ・建築物の耐震化を促進し、揺れによる建築物の被害・損傷を未然に防ぎます。
- ・家具の転倒防止対策等を促進し、住宅内の安全性の向上を目指します。
- ・がけ地等は、宅地造成時の指導や、危険の周知等により土砂災害による被害軽減に努めます。

耐震化の目標(世田谷区耐震改修促進計画)

■耐震化率の現状と目標(一覧)

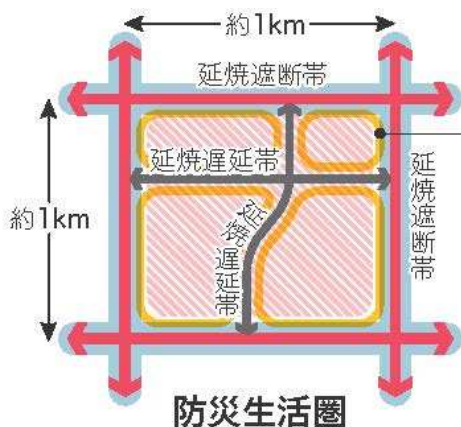
建築物の分類	耐震化率	
	現状 平成27年度末	目標 平成32年度末
住宅	87.0%	95%
民間特定建築物	82.2%	95%
防災上重要な区公共建築物	100%	—



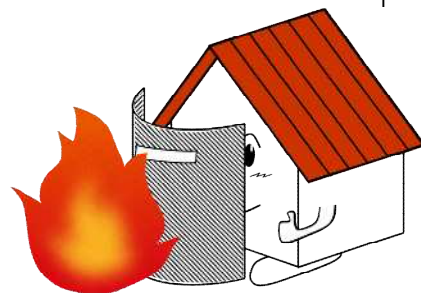
目標 火災に強いまちをつくる

- ・延焼遮断帯に囲まれた防災生活圏の形成により、大規模な市街地火災の防止を目指します。
- ・延焼遅延帯に囲まれたミニ防災生活圏の形成により、防災生活圏内部の火災の延焼抑制および避難の安全性の向上を目指します。
- ・建築物の不燃化を図るとともに、消防活動に資する道路および消防水利の整備を進め、防災生活圏内部の火災に対する安全性の向上を目指します。
- ・家屋内の出火を抑制し、火災の発生そのものの減少を目指します。

防災生活圏とミニ防災生活圏のイメージ



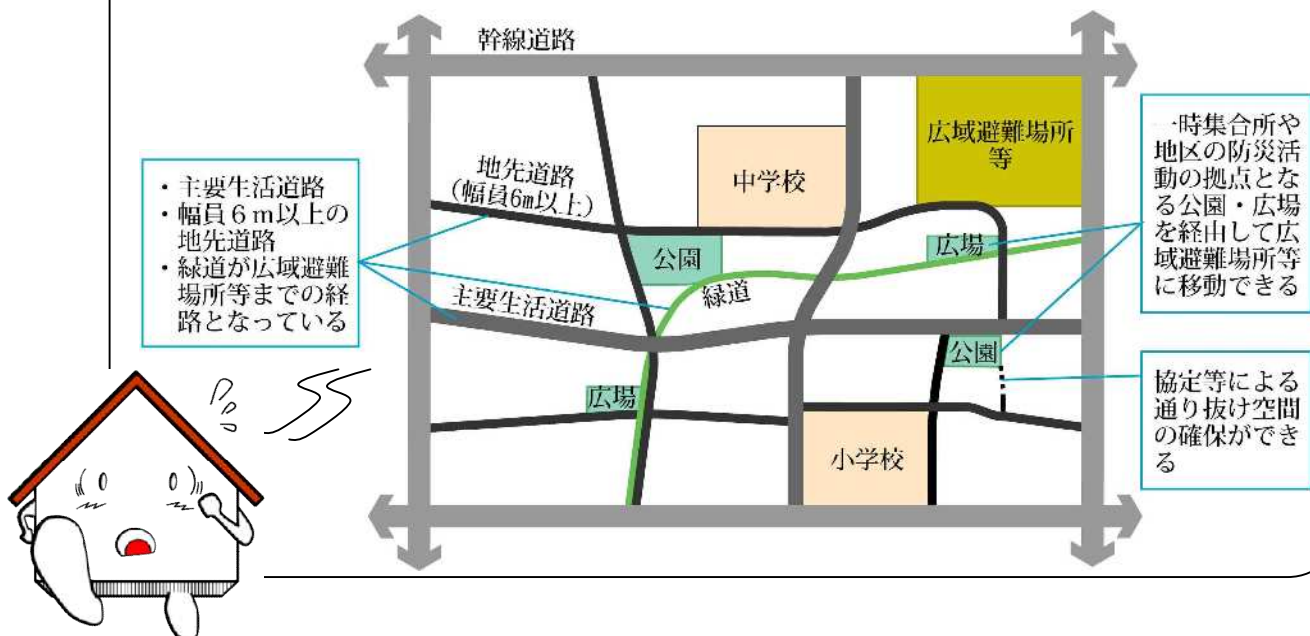
ミニ防災生活圏
 防災生活圏内にある主要生活道路や緑道などの空間に囲われたほぼ500m四方の区画



(都市整備方針第1部「都市整備の基本方針」より)

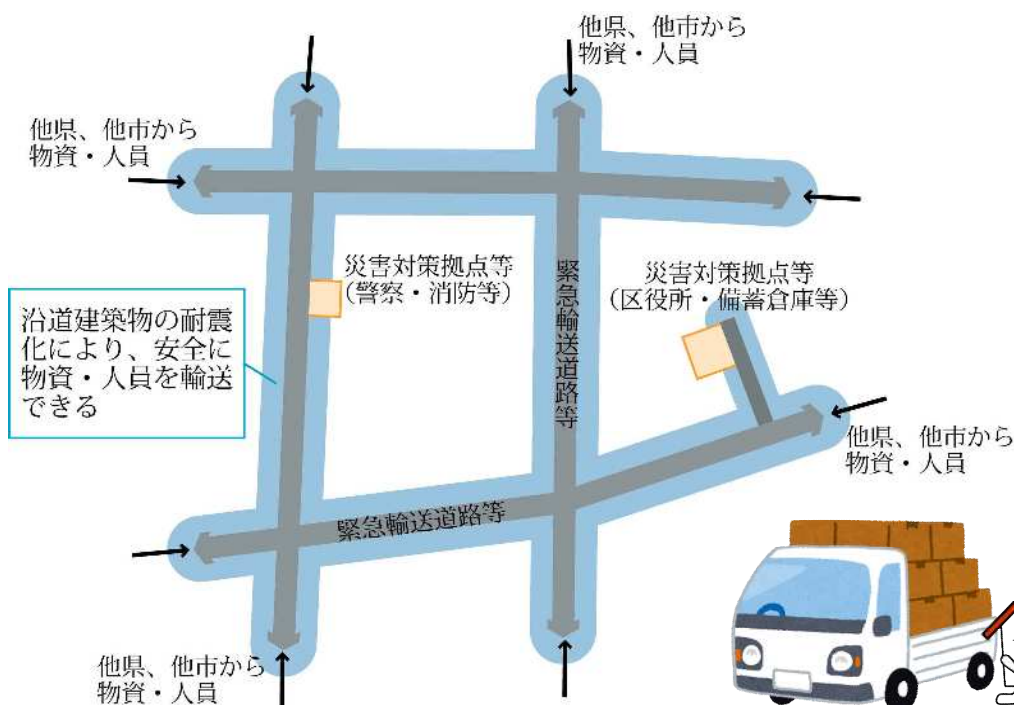
目標 安全に避難できるまちをつくる

- ・ 区民や区内滞留者が利用できる広域避難場所等が確保されたまちを目指します。
- ・ 広域避難場所の周辺建築物の不燃化等を促進し、広域避難場所等の安全性が更に確保されたまちを目指します。
- ・ 広域避難場所等までの安全な経路が確保されたまちを目指します。



目標 迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる

- ・ 災害対策拠点等の防災性の向上、緊急輸送道路や避難および物資輸送等に重要な道路・橋梁等の計画的な整備・改修により、迅速な災害対応ができるまちを目指します。



(2) 防災街づくりの進め方

基本理念を実現するため、都市の骨格となる広域避難場所、延焼遮断帯や緊急輸送道路となる重要な都市計画道路などを体系的に整備していく、都市レベルでの取り組みを、道路や公園などそれぞれの分野において、計画的に進めていきます。

一方で、区民との協働のもと、地区の防災性を高め、自助・共助・公助による安全な市街地を実現していくため、地区レベルでの街づくりが必要となります。このような地区における防災街づくりでは、土地利用や基盤整備の状況など地区特有の課題や特性を踏まえて、進めていきます。また、防災面だけではなく、住環境や地区の資源など様々な要素を踏まえ、地区の魅力を高めていく街づくりを行っていきます。

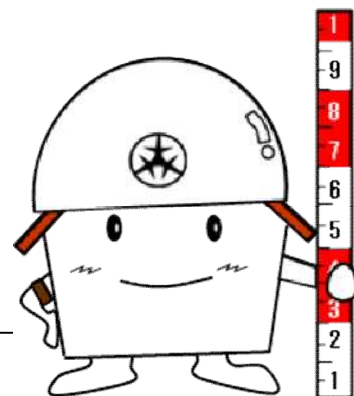
3. 復興街づくりの基本的な考え方

基本構想に示された「災害など何かあってもしなやかに、そしてすみやかに立ち直れるまち」を実現するため、災害が起こる前からあらかじめ事前の準備を進め、震災後に復興を速やかに円滑に行えるよう、以下の目標を示します。

- ・震災前の地域コミュニティを維持しながら住民の生活再建を進めつつ、本格的な市街地復興へ円滑に移行できるような体制づくりを目指します。
- ・区職員の復興に関する理解を進めるとともに、復興が柔軟に行える庁内体制及び区民・専門家等との災害時における協力体制の構築を目指します。
- ・あらかじめ震災復興の基本的な考え方を示し、迅速かつ計画的な復興を目指します。
- ・地域コミュニティの形成・充実を図り、震災後のすみやかな復興街づくりを目指します。



(写真提供：神戸市)



第3章

実現への方策

基本理念と4つの目標を実現するため、
本区が取り組む方策について示します。

1 - 1 . 4つの目標を実現するための防災街づくり

前章で示した防災街づくりの4つの目標を実現するため、本区が今後、取り組んでいく方針を目標ごとに示します。なお、これらの方策の具体的な内容は、それぞれの分野別方針・計画において示しています。

(1) 揺れに強いまちをつくる



建築物の耐震化を進める

【耐震化の促進】

耐震改修促進計画に基づき、分譲マンションや民間特定既存耐震不適格建築物、その他防災上重要な建築物を重要建築物として耐震化を促進します。

緊急輸送道路や避難等に重要な道路の沿道建築物について耐震化を促進します。

木造住宅密集地域について、防災街づくりの各種事業等と合わせて、住宅の耐震化を促進します。

東京都及び関係団体や事業者、福祉領域等と連携を図るとともに、地域住民と協働して、耐震診断・耐震改修を進めます。

【街づくりと合わせた耐震化の促進】

街づくりに関する事業や地区街づくりの中で、建替えや耐震改修を促進します。さらに福祉領域等の関係領域と連携し、耐震診断・耐震改修に関する周知を図ります。

老朽木造建築物等の建替えを進める

木造住宅密集地域などの防災上の課題がある地域では、防災街づくりの各種事業により、倒壊の危険が高い老朽木造住宅の建替えを促進します。また、建替えが困難な敷地については、建築物の除却、敷地の活用等の検討を行います。

がけや擁壁の安全性の向上に努める

がけ・擁壁等、急傾斜地について、都市計画法、宅地造成等規制法及び東京都建築安全条例等に基づき、がけ崩れや擁壁崩壊による建築物被害を予防するための指導を行います。また、東京都が行う土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定等を受け、世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針を策定し、危険の周知や警戒避難態勢の整備などの取り組みにより、土砂災害の被害軽減を目指します。

家屋内の安全性の向上に努める

【家屋内の安全性の向上】

家具の転倒防止対策の促進を図ります。

区の関係団体や民間団体と連携して家具転倒防止対策を促進するとともに、高齢者・障害者など外出が困難な区民の要望の聴取にも努めます。

【高層の集合住宅の防災対策促進】

長周期地震動による家具の転倒・落下・移動等の被害の抑制のため、室内の地震対

策の普及啓発を行います。

エレベーター内の閉じ込め防止については、エレベーターの定期報告制度の適切な運用を図ります。

(2) 火災に強いまちをつくる



延焼遮断帯としての機能をもつ都市計画道路を整備する

主要延焼遮断帯及び一般延焼遮断帯として位置づけられている都市計画道路については、東京都との連携を強化して、早期の整備を図ります。

延焼遅延効果が見込める道路や公園・緑地等を整備する

延焼遅延帯を構成する主要生活道路や公園、緑道等の整備を進めるとともに、沿道建築物の不燃化や地区計画による壁面後退等により、延焼遅延機能の確保を図ります。

道路・河川・公園など、延焼遅延効果を持つ空間の整備にあたっては、延焼遅延効果が発揮されるようなネットワーク化を図ります。

街路樹の整備にあたっては、災害発生時に防災機能を発揮するような樹種（防火用樹種、耐火樹種）の植栽に努めます。

延焼遮断帯となる都市計画道路の整備に合わせた沿道の街づくりを進める

延焼遮断帯となる都市計画道路の整備に合わせて、地区計画や地区街づくり計画の活用、都市計画の見直しなどによる実効性の高い規制・誘導策を導入し、沿道の建築物の不燃化などの防災街づくりを進めます。

東京都の「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」において特定整備路線に位置づけられた補助 26 号線と補助 52 号線については、東京都と連携し、道路整備に合わせた沿道の建築物の不燃化などの防災街づくりを進めます。

建築物の不燃化を進める

東京都の防災都市づくり推進計画に位置づけられている重点整備地域及び整備地域をはじめとする木造住宅密集地域については、既存の密集事業等を進めることにより、防災性の向上を図ります。特に不燃化特区に指定されている地区については、平成 32 年度までの不燃領域率 70%の実現を目指します。

新たな防火規制区域の拡大を進めます。

建築物の不燃化を局所的に改善する新たな施策の展開に向け、東京都等と連携し、より効果的な延焼抑制に努めます。

消防活動の円滑性を向上させる

地区計画や地区街づくり計画の活用、狭あい道路拡幅整備事業等の各種事業の推進により、6m以上の地先道路網の整備や狭あい道路、行き止まり道路の解消等を進めます。

消防水利の確保に努める

駅前広場、公園、区施設や公的住宅・集合住宅などの整備にあわせ、消防署と連携し防火水槽などの消防水利の整備を進めることで、消防水利が不足している地域の解消に努めます。

家屋内の出火の抑制に努める

大規模地震発生時における家屋内の電気に起因する火災の抑制として感震ブレーカーなどの普及に努めます。

家屋内の出火を予防する取り組みの必要性や予防策について、区民・事業者への啓発に努めます。



(3) 安全に避難できるまちをつくる

広域避難場所の確保に努める

既存の広域避難場所の土地利用転換にあたっては、土地利用転換後も大規模な空地の確保や建築物の適切な配置など広域避難場所としての機能が維持できるように、土地利用の誘導を図ります。

既存の広域避難場所の更なる拡張や広域避難場所から一定以上の距離がある区域における新たな広域避難場所の確保のため、東京都との調整を進めます。

地区内の避難空間を確保する

災害時の一時集合所や地区の防災活動の拠点となる公園・広場の整備を推進します。空き家などの民有地を、災害時の避難空間として有効に活用するための方策について検討を進めます。

生産緑地地区は、災害時の応急対応や復旧・復興時において有効に機能する土地として保全を図ります。

広域避難場所等の機能を向上させる

広域避難場所の周辺建築物の不燃化を促進します。

広域避難場所や一時集合所となる公園等に、防災倉庫や災害用トイレなどを整備し、必要に応じて東京都と連携し、広域避難場所等としての機能を高めます。

民有地の広域避難場所は、所有者等と連携し、出入口の整備及び内部の安全性の向上を誘導します。

広域避難場所等への経路を確保する

住宅地内部から広域避難場所等に通じる道路に出るための地先道路や緑道などの整備・改修を推進します。

広域避難場所等に通じる道路の沿道建築物の耐震化を促進します。

建築物倒壊等で道路が閉塞した場合に2方向避難が困難となる行き止まり路については、道路や広場の整備、協定等による通り抜け空間の確保などを進めます。

狭あい道路拡幅整備事業の推進等により狭あい道路の解消を図ります。また、災害時の活動の円滑性を向上させるため、交通の支障となる障害物の撤去など、道路の有効な空間確保に努めます。

震災時において倒壊の危険性のあるブロック塀等の補強及び改善や生け垣化の啓発や助成等により安全性の向上を図ります。

街路樹には、建物の倒壊や落下物からの防護機能があるため、樹木の点検や調査、不健全な樹木の更新など、適切な維持管理に努めます。

避難所となる学校施設等の周辺は、不燃化などによる施設の安全性向上やアクセス路の整備などに努めます。

災害時に区民等が広域避難場所や災害拠点等に円滑に避難するための道路や標識等について、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

災害時の避難誘導を円滑に行うため、平常時から区民に避難方式等の習熟を働きかけるとともに、緊急時の情報提供等の仕組みを整備します。

震災時の区内滞留者や徒歩帰宅者の安全性を向上させる

公共施設の整備にあたっては、駅周辺の混雑防止と安全な帰宅の支援という観点を踏まえて行うよう努めます。

都市開発諸制度を適用する新規の建築物を対象に、防災倉庫等の整備を促進します。道路上の放置自転車や置き看板等の撤去、屋外広告物の適正な安全管理の誘導等を進め、歩行者の安全性の向上を図ります。

学校の防災活動拠点機能の整備を進める

避難空間及び避難生活の場となり、日常生活においては防災訓練や防災教育の場となることから、学校を防災活動拠点として位置づけます。

学校施設については、避難所としての機能の整備を図ります。

学校統合による跡地については、災害時の応急対応や復旧・復興の活動に配慮した活用を検討します。

災害時の大規模な住宅等における自立的な生活機能の確保に努める

高層の集合住宅等の建設時には、高層階の居住者が利用しやすい備蓄倉庫の確保を要請し、災害時における生活物資の確保を促進します。

大規模な住宅等については、停電時のための自家用発電機の設置や、断水時のための受水槽の設置等に関する普及啓発を行います。

(4) 迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる



災害対策拠点の防災街づくりを進める

災害対策拠点に位置づけられている区役所及び各総合支所は、庁舎等の災害対策機能の強化や周辺の防災街づくりを推進します。

区役所及び各総合支所では、災害対策拠点が担うべき役割を充分発揮できるよう、

防災性に配慮した施設整備に努めます。

緊急輸送道路ネットワークの機能向上に努める

区内の緊急輸送道路ネットワークは、緊急啓開路線等の道路拡幅や、機能を代替する道路の整備、沿道建築物の耐震化によって、速やかな復旧・復興に必要な物資輸送機能等の確保を図ります。

隣接する区市と接続する道路の整備を促進し、災害時における広域的な相互支援体制の強化を図ります。

ライフラインの耐震化を進める

上下水道、電気、ガス、通信などのライフラインについては、耐震化に向け、各企業者と連携を図ります。

電線類の地中化を進める

電柱の倒壊による人への危害や、緊急車両の通行の阻害をなくすため、電線類の地中化を進めます。

公共施設の適切な維持管理を進める

道路、公園などの公共施設は適切に維持管理するとともに、老朽化の状況を踏まえた計画的な改修を図ります。

橋梁の安全性を向上させる

橋梁は、適切な点検を進めるとともに、計画的な修繕・架替え等を進めます。また、東京都が定める第一次緊急輸送道路（東名高速道路など）を跨ぐ橋梁について、今後も耐震補強に取り組んでいきます。

1 - 2 . 地区特性に合わせた防災街づくり

防災街づくりは、広域的な都市防災施設として、延焼遮断帯や緊急輸送道路となる都市計画道路、広域避難場所などの整備を実現していく都市レベルの防災対策と地区街づくりの中で区民との協働で実現していく地区レベルの防災対策があります。

本項では、地区レベルでの防災対策として地区街づくりを進めていくにあたって、それぞれの地区特性を捉えた効果的な取り組みを進めていくための方向性について示します。

(1) 新たな密集市街地を作り出さない都市づくり

農地や大規模な低未利用地が多く残る地区では、農地の宅地転換や開発による土地利用転換などにより、市街化が進んでいくことが想定されます。また、既存市街地においては、敷地の細分化が進んでおり、市街地における建築物の密集度が高くなっています。このような市街地の変化に対して、土地利用を適切に誘導し、必要な道路などの整備を図り、防災性の向上を図っていくことが必要となります。そのため、土地区画整理事業など基盤整備事業の促進、地区計画制度等の活用、敷地規模に関する新たな規制の導入の検討などの取り組みを進めます。

(2) 地区の課題に応じた防災街づくり

防災上安全な市街地を地区の特性に応じてきめ細かな街づくりにより実現していくため、防災街づくりを進める地区においては、必要に応じて地区計画及び地区街づくり計画を策定します。以下に、地区の課題に応じた防災街づくりの進め方の方向性を示します。

防災性が低い木造住宅密集地域における防災街づくり

防災街づくりの各種事業や東京都の木密地域不燃化 10 年プロジェクトによる不燃化特区制度などを活用して、建築物の不燃化・耐震化の取り組みを強化します。

行き止まり路などにおける新たな避難路の確保について、通り抜けできる広場・道路の整備、通り抜け空間確保のための取り組みを進めるとともに、通り抜け協定や空き家の活用など、新たな取り組みの導入を検討します。

地区の特性や課題を調査・分析し、地区内の延焼危険性を減少させる効果が高い箇所での局所的な改善を行うなど、地区に合った効果的な取り組みの検証を行います。防災街づくりを進めるにあたっては、防災だけではなく多様な視点から、地域の魅力を高め、より住みやすい街を目指します。

震災時に発生する火災等による危険性が高い地域について、新たな防火規制区域の指定を積極的に進めます。

土地区画整理事業を施行すべき区域などの都市基盤が比較的未整備な地域における防災街づくり

土地区画整理事業による整備が困難な地区では、土地区画整理事業に代わる整備手法を検討し、都市基盤整備を推進します。

地区計画や地区街づくり計画の積極的な活用により、都市基盤整備を進めます。開発行為を適切に誘導します。

地域の拠点における防災街づくり

仕事や買い物などで拠点を訪れる来街者が安全に避難できるように、駅前広場や接続する都市計画道路などの整備を推進します。

個性を活かした賑わいの創出とともに、防災性の向上を図るため、建築物の不燃化・耐震化を進めます。

災害対策拠点の街づくり

区役所及び総合支所の庁舎は、建物の不燃化・耐震化、オープンスペースや安全な物資集積場所の確保など、災害対策機能の強化を図ります。

区役所及び総合支所の周辺は、庁舎へのアクセス路の整備や個々の建築物の不燃化の促進など、災害対策拠点の機能を維持するための防災街づくりを進めます。

(3) 他の事業と連携した防災街づくり

道路整備などの都市計画事業や大規模敷地における土地利用転換は、建築物の更新や土地利用の転換など市街地に大きな変化を与えるため、周辺市街地に合わせた防災街づくりを行います。

都市計画事業などと連携した防災街づくり

道路などの都市計画事業に合わせて、都市計画の見直しや地区計画及び地区街づくり計画の策定、各種事業の導入などにより、事業に伴う土地利用の変化を捉えた建築物の不燃化や道路整備を進めます。

大規模な土地利用転換と連携した防災街づくり

大規模な土地利用転換の際には、地域の防災性向上に貢献する施設等の整備が図られるよう誘導します。

(4) 防災街づくりを推進する地区について

街づくり条例や地区計画制度など各種事業を活用し、地区の区民、事業者と協働で、地区の個性を活かした防災街づくりに取り組みます。

今後、防災街づくりを推進していく地区は、世田谷区都市整備方針「第二部地域整備方針」のアクションエリアで示された地区を基本として、これまでの防災街づくりの取り組みを継続していくとともに、現在取り組みが行われていない地区でも、防災上の課題がある地区については、積極的な事業の導入や計画の策定を進めます。

2 . 復興街づくり

前章で示した復興街づくりの目標を実現するため、本区の震災復興の基本的な考え方及び今後さらに取り組むべき方策について示します。

(1) 震災時の都市復興の考え方

この項目では、市街地に大きな被害が発生した場合を想定して、あらかじめ区民と復興にあたっての基本的な考え方や市街地ごとの復興手法などを共有し、震災後の復興の際に区が策定する都市復興基本方針の参考にすることで、復興街づくりの円滑な実施を目指します。

震災復興街づくりの目標

【被害を繰り返さない、災害に強い街づくり】

生活を支える道路や公園などの基幹的な都市基盤施設の本格的な復旧を早期に進めるとともに、甚大な被害を受けた地域では既定の都市計画を踏まえて必要な都市基盤施設の整備を図ります。

建築物等については、不燃化・耐震化の誘導を図るなど、再び同じ被害を受けないようにまちとしての防災機能を強化するように努めます。

今回の災害の記録や体験を後世に伝えるよう保存するとともに、防災教育を積極的に進めます。

【生活の基盤となる住宅の早期再建】

震災を乗り越え、都市の復興にあたるためには、区民の生活基盤をできるだけ早く再建することが必要です。復興事業予定地内においては積極的に用地を取得し、住宅用地の確保を図ると共に受皿となる住宅の供給と防災空間の確保に努めます。

【誰もが快適に暮らせる生活環境の創出、再生】

単に被災前の機能を回復する復旧にとどまらず、良好な生活環境の創出、再生を図り、都市の新たな魅力や活力の創出を図ります。

復興にあたって、地域の生活を支え合う地域コミュニティの維持・強化を支援します。そのため、仮設住宅の立地や入居にあたって地域やコミュニティの配慮に努めるとともに、被災者が復興に向けて集い話し合える場を設けます。

協働による復興街づくりの推進

復興事業を行う際には、区民や地権者の意向に十分に配慮し、事業の実施手法や内容について、合意形成を図りながら実施していきます。その際は、地区外に避難している区民及び地権者に対して、必要な情報提供が十分に行えるような広報に努めます。

地区の復興を進める母体として地区住民による地域復興協議会の設置を支援し、地域復興協議会で復興街づくり計画の検討を行い、復興街づくりを進めます。なお、被災前に街づくり協議会などを立ち上げ、区民と区が協働で街づくりに取り組んでいる地区では、街づくり協議会の素地を活かして地域復興協議会を設置します。

地区特性に応じた震災復興街づくりの考え方

震災発生後に復興街づくりを進めていくためには、地区によって異なる被害状況を踏まえた上で、道路や公園などの基盤整備状況、土地利用の状況や地域の歴史資産まで含めた地区の特性を把握し、地区住民との合意づくりを行いながら、復興事業を行っていく必要があります。

ここでは、地区特性に応じて復興を進めていく考え方の一例として復興事業の適用例を示します。

この項で取り上げる地区特性については、再び被害を繰り返さないまちとするため、地区の火災の危険性（ ）及び道路等の基盤整備状況（ ）を考慮して導入する事業等を示します。また、都市整備方針で位置づけられる広域生活・文化拠点、主要な地域生活拠点、地域生活拠点については、拠点の復興の考え方として別に定めます。

【火災の危険性】東京都地域危険度調査（平成25年）における火災危険度を反映した。
 【道路等の基盤整備状況】基盤整備事業の実施状況及び土地区画整理事業を施行すべき区域を反映した。

		災害時活動困難度を考慮した火災危険度 ¹ (東京都第7回地震に関する地域危険度測定調査)		
		ランク1・2	3	4・5 ²
基盤整備 ³ ・耕地整理 ・土地区画整理事業等	概ね整備済み	誘導個別再建型	修復改善型	
	未整備	修復改善型		基盤整備型
	土地区画整理事業を施行すべき区域	基盤整備型		

1 災害時活動困難度を考慮した火災危険度

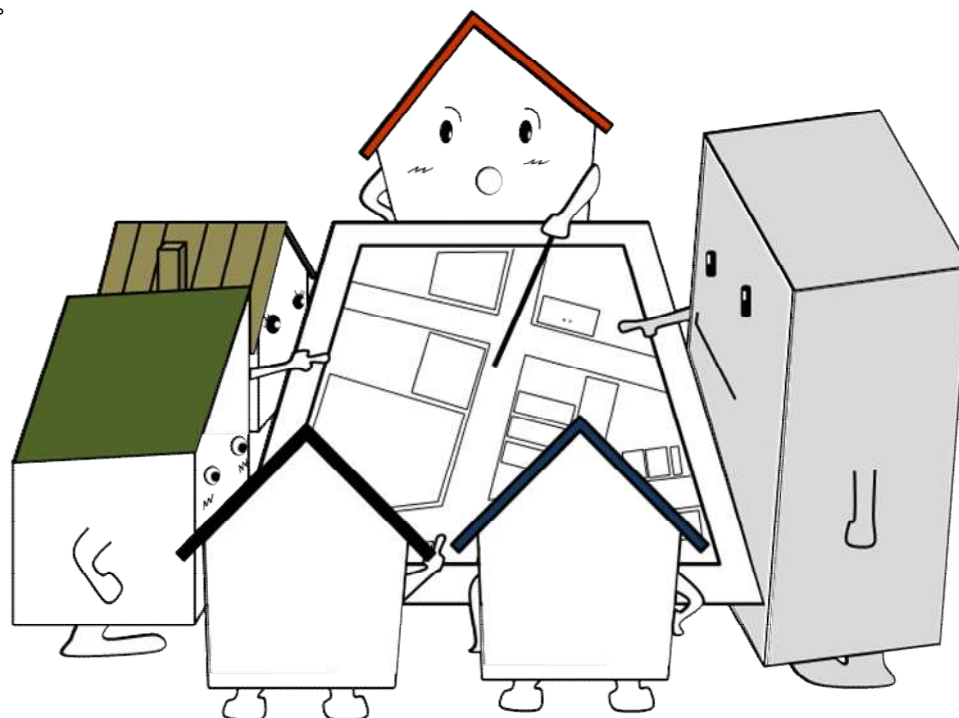
町丁目ごとに、建築物倒壊棟数または全焼棟数を面積で割り、災害時活動困難度（幅員6m以上の道路まで到達するのにかかる平均的な時間と、幅員4m以上の道路から容易にアクセスできない範囲が町丁目面積に占める割合を掛け合わせた値に基づき災害時活動困難度を測定したもの）を掛け合わせた値として測定された危険度。

2 ランク5

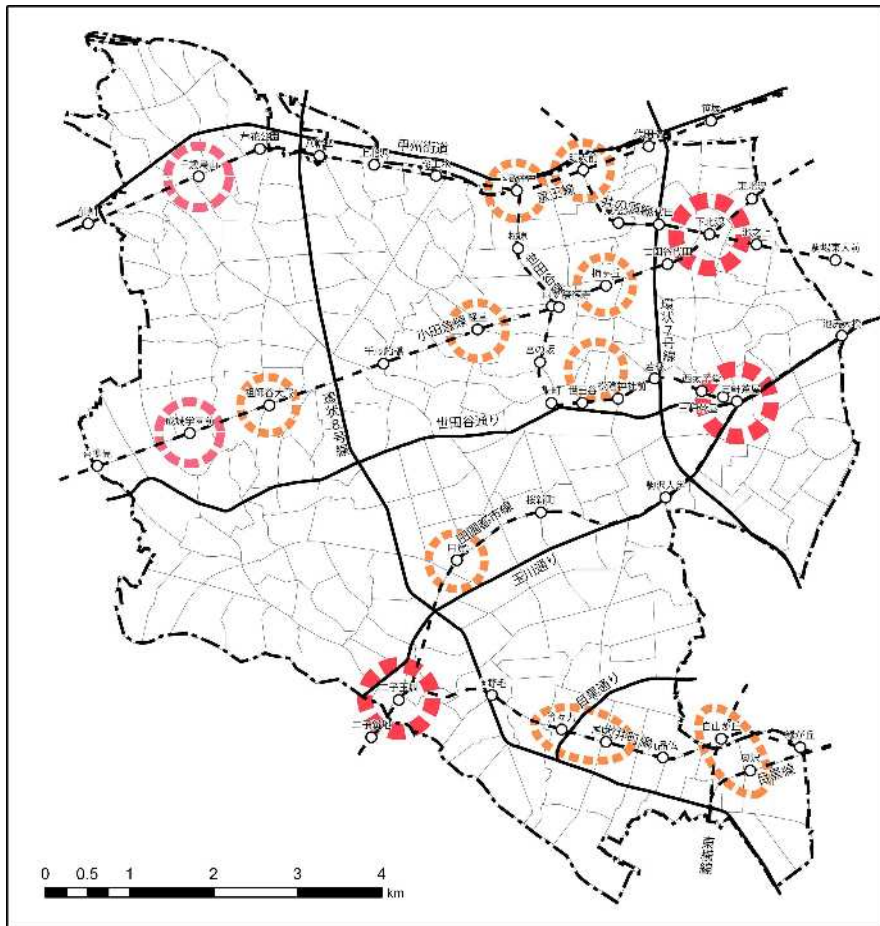
第7回調査において、世田谷区でランク5と評価された町丁目はない。

3 基盤整備




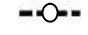

ここでいう基盤整備状況とは、土地区画整理事業や玉川全円耕地整理などの耕地整理事業等の基盤整備事業の実施状況を示す。



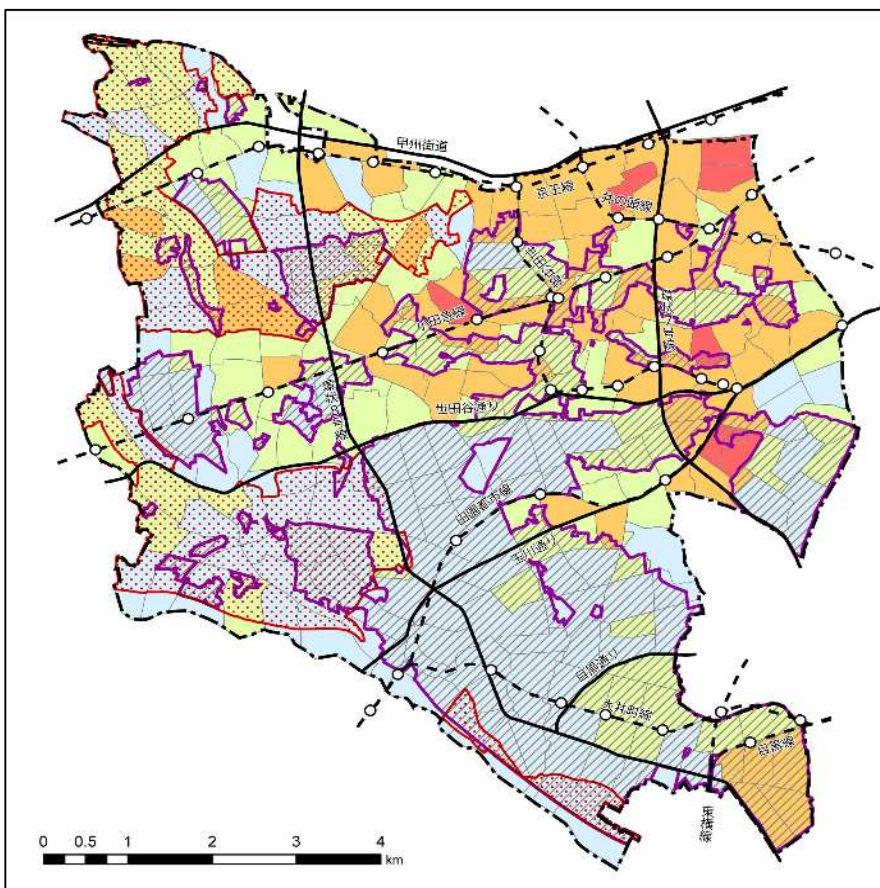
都市整備方針における拠点の位置づけ



凡例

-  広域生活・文化拠点
-  主要な地域生活拠点
-  地域生活拠点
-  鉄道・駅
-  主な幹線道路

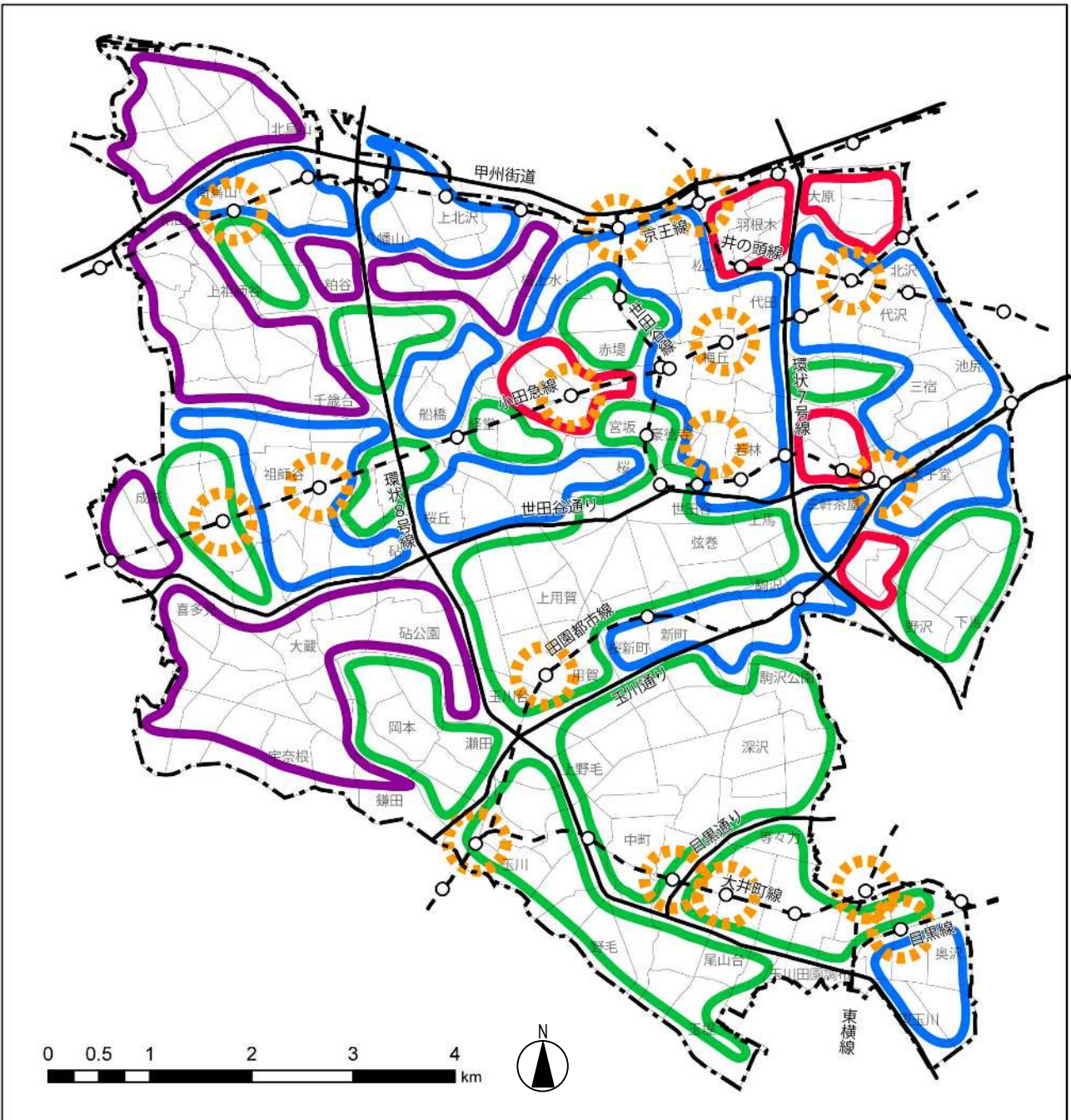
火災危険度と基盤整備履歴



凡例

-  ランク 1
-  ランク 2
-  ランク 3
-  ランク 4
-  土地区画整理事業を
施行すべき区域
-  基盤整備事業を
実施した区域
 - ・土地区画整理事業(新法)地区
 - ・区画整理組合(旧法)施行地区
 - ・耕地整理事業地区
 - ・土地改良事業地区
-  鉄道・駅
-  主な幹線道路

復興検討地区類型（例示）



凡例

- 基盤整備型
 - 基盤整備型（土地区画整理事業を施行すべき区域）
 - 修復改善型
 - 誘導個別再建型
 - 拠点整備型
- 鉄道・駅
 - 主な幹線道路

復興検討地区類型（大規模な被害が出た場合の市街地ごとの復興の考え方）

地区類型	震災復興街づくりの考え方と手法（例）
基盤整備型復興検討地区 （面的整備の検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の都市基盤が脆弱な木造密集市街地等は、市街地の防災性・利便性を向上させるため、土地区画整理事業等の面的整備を導入します。 ・整備においては、接道や規模により再建が困難な敷地を解消し、持続的に更新できる街並み形成を目指します。 ・土地区画整理事業を施行すべき区域のうち、基盤未整備な市街地における復興については、土地区画整理事業や施設整備を伴う地区計画などの活用により、道路などの基盤整備を図ります。
修復改善型復興検討地区 （部分的な生活道路・公園整備等の検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の道路基盤があるが一部に課題が残る地区等は、既存道路網をベースに地先道路の整備や、敷地の共同化、協調建替えなどの事業を組み合わせることでまちの修復改善を図ります。
誘導個別再建型復興検討地区 （地区計画、地区街づくり計画の検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね道路基盤が整備されている地区では、良好な住環境や街並みを目指し、地区計画や地区街づくり計画等を策定し、そのルールの下での個別の再建を誘導します。
拠点整備型復興検討地区 （生活拠点の再建・充実の検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市整備方針で生活拠点に位置づけられる駅周辺などが大きな被害を受けた場合、立地条件や土地利用の面からの開発ポテンシャルを考慮し、駅前広場や道路整備を含めた一体的な土地区画整理や再開発を軸にした整備を検討します。 ・都市整備方針で地区生活拠点に位置づけられる地区についても、駅周辺が大被害を受けた場合には拠点機能向上のための整備を検討します。

被害の程度による復興の考え方

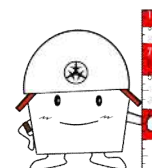
被害の程度	震災復興街づくりの方針と手法（例）
大被害地区 概ね 8 割以上の建築物が焼失または倒壊した街区が連担した地区	被災前に計画又は検討されていた手法がある地区については、その内容を基本とし、被災状況及び道路等の都市基盤の整備状況を踏まえ、面的な市街地整備手法や部分的な道路等の整備、地区計画等による誘導手法など、適切な事業手法を検討します。
中被害地区 概ね 5 割以上の建築物が焼失または倒壊した街区が連担した地区	都市基盤や被害状況に応じて、既定の市街地整備や都市基盤の整備、地区計画等による住宅等の再建誘導など、適切な手法を検討します。
小被害地区 部分的な被害が見られる街区が連担した地区	都市基盤や被害状況に応じて地区計画等による住宅等の再建誘導など、適切な手法を検討します。

(2) 仮設市街地・仮設住宅等のあり方の検討

震災後は、震災前の地域コミュニティを維持しながら住民の生活再建を進めつつ、本格的な市街地復興へ円滑に移行できるよう体制を整える必要があります。そのため、被災者が被災した市街地で復興までの数年間を過ごすための仮設市街地についてのあり方を検討し、必要に応じて、あらかじめ仮設市街地づくりの方針・計画を策定します。

震災時に被災者の仮設住宅を円滑に確保するため、必要な体制づくりや調査に関する検討を行います。

震災時におけるがれき等による道路通行止めの抑制などのため、がれき仮置場の一層の確保に向けた検討を行います。



(3) 都市復興プログラムの実効性を高める取り組み

都市復興の手順を詳細なプログラムとしてまとめた都市復興プログラムを平成13年に策定しました。震災後の復興街づくりは、この都市復興プログラムに定められた手順に基づき、復興事業などを迅速に実施していくこととなります。

しかし、実際に復興街づくりを実施するにあたっては、現状では予測できない被害状況や社会の変化があるため、実際の状況に応じた柔軟な対応が求められます。また、同じ地域でも被災の状況がさまざまな区民が、ともに街づくりを行っていくため、合意形成や話し合いを円滑に進めていく必要があります。そのため、プログラムを作るだけでなく、その実効性を高めるために以下の取り組みを進めます。

復興事業の円滑な実施のための事前の取り組み

復興事業等の実施にあたって必要な調査を迅速に行うため、土地利用現況調査などのデータ活用手法の検討や地権者情報の把握方法の検討など、事前の取り組みを進めます。

復興計画策定や復興事業着手の迅速化のため、地籍調査を推進します。

都市復興を迅速に行うための体制の構築

区職員の復興に対する理解促進や能力向上を図るため、復興について学ぶ訓練や研修を定期的に行うとともに、より効果的な訓練方法について検討を進めます。

都市復興プログラムの内容を実際に実施するにあたっての課題などについて、庁内で検討を行い、必要な見直しを進めます。

復興にあたっての連携体制の構築

くらしや商業などさまざまな分野と一体で都市の復興を進めていくため、庁内全体の各所管が連携し、横断的・総合的に復興を実現していく体制を充実させます。

復興街づくりを進めるためには、各種の専門家などの協力が不可欠です。そのため、街づくりに関する各種専門家との連携体制を構築するため、日ごろから専門家等と連携を深める取り組みに努めます。

大学などの研究機関との連携体制の構築に努めます。

他の自治体との連携を深め、復興期における協力体制の強化に努めます。

コラム

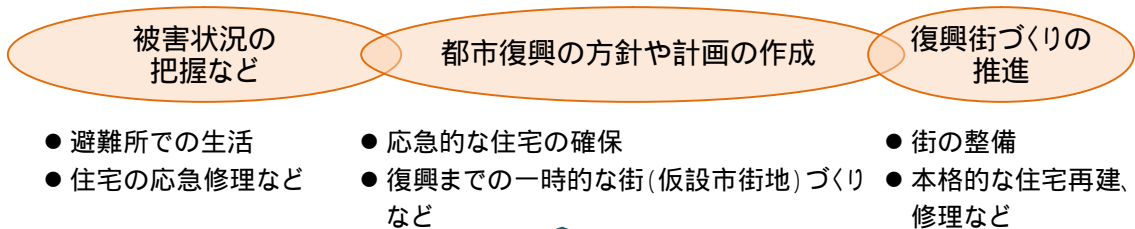
都市復興プログラムの復興手順について

地震が起こった後、街を速やかに復興させるためには、事前の準備や計画があらかじめ必要となります。

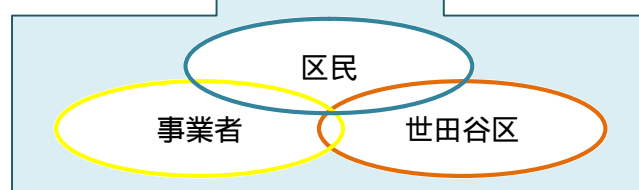
都市復興プログラムは、復興をハードな面から考える計画として、区民・事業者・区が協働して取り組む、復興の進め方を示すものとして作られています。



復興手順のイメージ



協働の取り組み



終章

協働による 防災街づくりを 進めるために

防災街づくりを進めるためには、区民・事業者・区が連携し、それぞれが適切に役割を果たす協働の取り組みが重要です。本章では、協働による防災街づくりを進めていくための方策を示します。

1. 区民・事業者・区役割

区民・事業者・区がそれぞれの役割を認識し、協働の防災街づくりを進めます。各主体の役割を以下に示します。

(1) 区民の役割

自らが防災街づくりの担い手であることを自覚し、事業者・区と連携して、主体的に防災街づくり活動を行います。

防災に関する知識の向上に努めます。

建築物の不燃化・耐震化、家具の転倒防止、狭あい道路の拡幅、ブロック塀対策及び避難経路の確保など防災性の向上に資する取り組みを進めます。

近隣で話し合い、避難経路の確保に努めます。

空き地や農地などについて、防災空地としての活用を進めます。

防災街づくりについて、区と連携して進めます。

(2) 事業者の役割

事業者に求められる役割を自覚し、区民・区と連携して、主体的に防災街づくり活動を行います。

区内で開発等の事業を行なう事業者は、事業を行う当該地及び地区の防災機能の向上に努めます。

区内に事業所がある事業者は、事業所の不燃化・耐震化及び落下物防止対策など防災性の向上に資する取り組みを進めます。

区内に事業所がある事業者は、従業員や来所者等の安全確保、災害発生後の一斉帰宅の抑制、帰宅困難者の一時受け入れ場所の確保及び備蓄品の確保など帰宅困難者対策を進めます。

(3) 区の役割

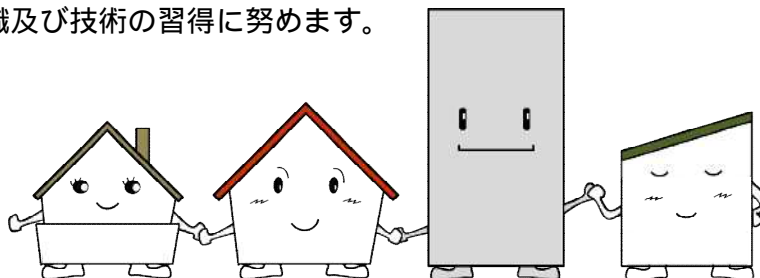
国、東京都、近隣区市、防災関係機関と連携して、防災街づくりを推進します。

区民・事業者に防災に関する必要な情報を提供します。

区民・事業者による取り組みへの適切な支援や誘導を行います。

公共施設の適切な維持管理、防災性向上に取り組みます。

職員の防災に関する知識及び技術の習得に努めます。



2 . 地域力の向上

協働による防災街づくりを進めるためには、地区のコミュニティにおいて住民や事業者等が互いに支えあう力（地域力）が必要です。区では、以下の取り組みにより、地域力の向上を目指します。

（１）地区や様々な領域の活動と連携を進める

地区住民と事業者が相互に連携できる体制の整備を図ります。

町会・自治会や街づくり協議会、防災・防犯その他の課題に関わるまちづくり活動団体の支援など地区のコミュニティ形成を進めます。

総合支所や出張所・まちづくりセンターとの連携による避難所運営訓練と都市復興プログラム実践訓練などの共同開催等により、地区の防災力の強化を進めます。地区防災計画の作成等を通じて、さらに地区との連携を進めていきます。

（２）防災意識の向上を図る

災害時に起こりうる被害状況等の防災街づくりに関するデータについて、区民や事業者に広く周知するとともに、地区の詳細なデータ等については地元区民をはじめ、町会・自治会、集合住宅の管理組合等の住民組織へ情報提供することにより、防災意識の更なる醸成を図ります。

日頃の防災街づくりや要援護者の支援等の災害時の応急対応、復興街づくりなどの取り組みを継続していくため、学校や地区の活動の中で将来の防災街づくりを担う人材の育成を図る防災教育を推進します。

災害時の火災被害の軽減のために、家屋内の出火を予防する対策等について区民・事業者への啓発を図ります。

地区の防災力を高めるため、身近な出張所・まちづくりセンターごとに開催している防災塾では、防災街づくりに関する課題や地区の基盤に関するデータなどの提供により、住民による地区防災計画の策定も視野に入れ、地元区民をはじめ、町会・自治会等の住民組織と課題などを共有し、地域力の向上を目指します。

（３）復興街づくりを区民と協働で進める

本区が実施する都市復興に関する訓練などの成果を、区民が行う事前の復興の取り組みに活用していきます。また、復興訓練への地区住民の参加を進めるなど、地区の復興について住民とともに考える機会を創出します。

都市復興プログラムやその他の都市復興に関する計画などについて、住民への周知に努めます。

3 . 多様な主体との連携

協働による防災街づくりを実現するためには、それぞれが役割を認識して責務に努めると共に、地区における多様な主体がそれぞれ連携し、防災街づくりを進めていくことが必要です。これを踏まえ、区と区民団体、大学などの研究機関、様々な専門家等と連携体制を構築していきます。

(1) 地区で活動する区民団体との連携

地区の町会・自治会などの地縁団体や防災区民組織と連携し、周知・啓発や防災訓練、地区における防災教育の推進などによる区民の防災意識向上を図り、区民との協働による防災街づくりを進めます。

地区で活動を行っている福祉や国際交流など多様な領域のNPOとの連携や、NPO相互の連携の支援を進め、地区における防災街づくりに関する活動の活性化を図ることにより、防災街づくりの取り組みを全ての区民と共に進めます。

(2) 大学などの研究機関との連携

大学などの研究機関と連携し、防災街づくりに関する新たな研究成果を具体的な対策に反映し、実効性のある取り組みを進めます。

大学などの研究機関と事前復興に関する連携を図り、震災発生後における被害状況の把握や復旧・復興期における復興計画づくりなどを大学などの研究機関と協働で進めることを目指します。

(3) 専門家との連携

地区で活動している建築士などの専門家や専門家団体と連携し、様々な専門分野における防災街づくりの課題に取り組みます。

専門家と事前復興に関する連携を図り、復旧・復興期における被害状況調査への協力、地域復興協議会の活動や区民の生活再建等の支援により、専門家との協働による円滑な復旧・復興を目指します。

(4) 関係行政機関との連携

災害時の各防災関係機関等との連携を踏まえた防災訓練等の実施により、災害時の協力態勢の習熟を図ります。

災害発生時の応急・復旧対策に備えて、他自治体や行政機関と相互に応急対策や職員派遣等の協力・支援が行えるよう災害時協力協定を締結するなど、態勢の整備を図ります。

消防署・地区の消防団と連携し、住民や地区の町会・自治会、集合住宅の管理組合等への防災訓練の実施や、防災に必要な情報を提供し防災意識の更なる醸成を図ります。

資料編

目次

1 . 世田谷区防災街づくり基本方針改定検討委員会名簿	1
2 . 有識者のご意見	1
3 . 検討経緯	2
4 . 参考資料	3
不燃領域率	
既定計画	
都市計画公園・緑地等の分布	
延焼クラスターの分布	
専用住宅の平均宅地面積	
細街路率	
昼間人口密度/夜間人口密度	
人口増加率	
都市計画道路と主要生活道路	
昭和 56 年以前木造建築物棟数密度	
昭和 56 年以前建築物棟数密度	
生産緑地の分布	
耐火率	
基盤整備状況	
5 . 用語集	17

1 . 世田谷区防災街づくり基本方針改定検討委員会名簿

	所属
1	都市整備部長
2	世田谷総合支所街づくり課長
3	北沢総合支所街づくり課長
4	玉川総合支所街づくり課長
5	砧総合支所街づくり課長
6	烏山総合支所街づくり課長
7	政策経営部政策企画課長
8	危機管理室災害対策課長
9	施設営繕担当部公共施設マネジメント推進課長
10	都市整備部都市計画課長
11	都市整備部地域整備課長
12	都市整備部建築調整課長
13	みどりとみず政策担当部公園緑地課長
14	道路整備部道路計画・外環調整課長
15	土木事業担当部土木計画課長
16	教育環境推進担当部教育施設課長
17	砧総合支所地域振興課長（平成26年度） 烏山総合支所地域振興課長（平成27年度）

防災街づくり基本方針改定検討委員会は、防災街づくり基本方針の改定にあたり、課題や方針の内容・改定手続きなどについて検討するために庁内に設置したものである。課長級による検討委員会とより実務的な課題を検討するための係長級による作業部会がある。

2 . 有識者のご意見

防災街づくり基本方針の改定にあたっては、先進的な知見を取り入れていくため、防災街づくりの分野で先進的な研究を行っている有識者にご意見を伺った。

ご意見を伺った有識者（敬称略・順不同）

氏名	役職名
大佛 俊泰	東京工業大学 大学院情報理工学研究科 教授・博士（工学）
加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 准教授・博士（工学）
中林 一樹	明治大学 大学院政治経済学研究科 特任教授（工学博士）/首都大学東京 名誉教授

3 . 検討経緯

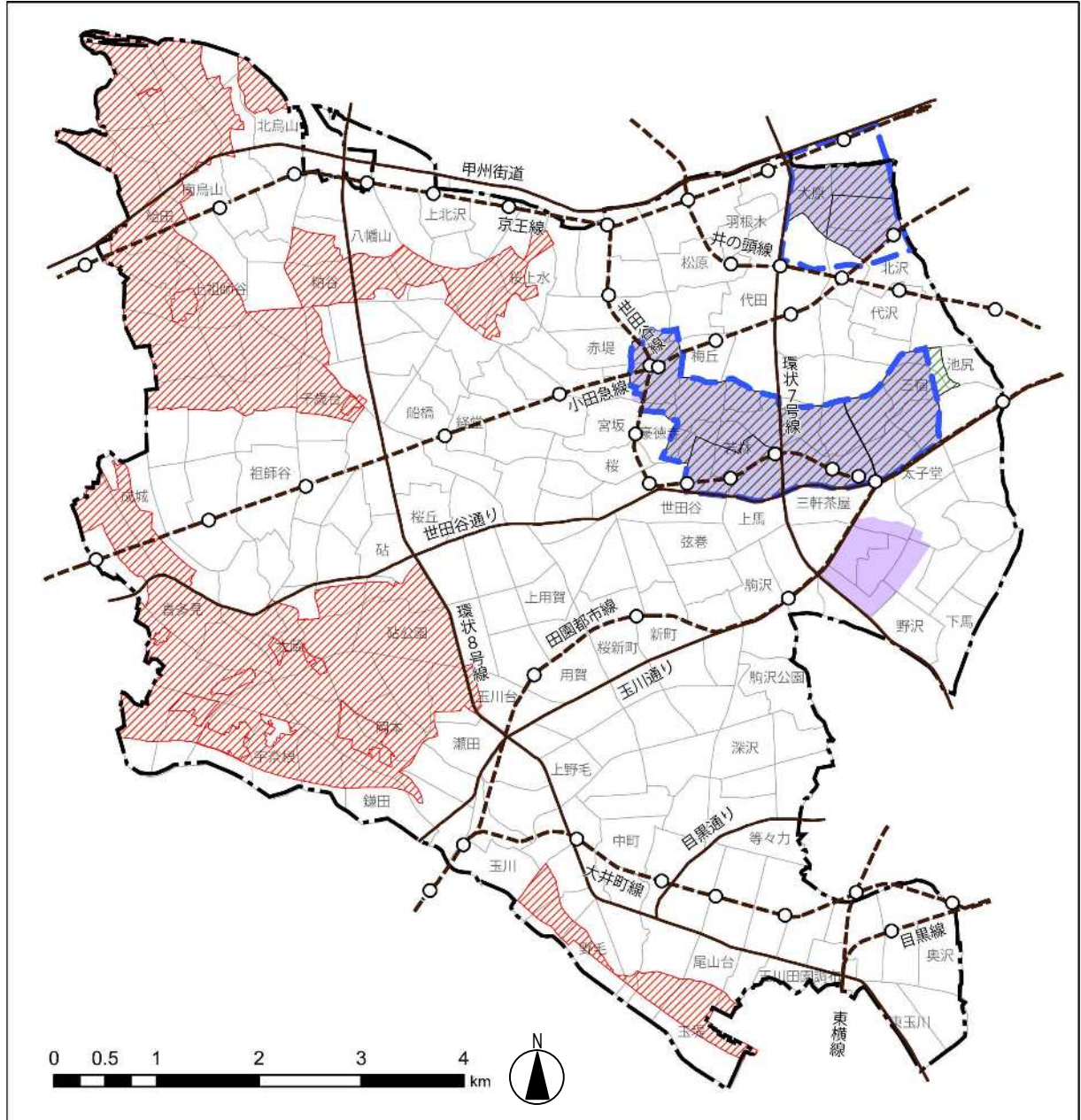
平成 26 年	7 月 28 日	第 1 回 防災街づくり基本方針改定検討委員会 (主な議題) ・ 位置づけ、現行方針について ・ 防災街づくりに関する背景について ・ 検討の進め方について
	7 月 30 日	第 1 回 防災街づくり基本方針改定検討委員会作業部会 (主な議題) ・ 位置づけ、現行方針について ・ 防災街づくりに関する背景について ・ 検討の進め方について
	9 月	第 1 回 有識者へのヒアリング
	10 月 28 日	第 2 回 防災街づくり基本方針改定検討委員会作業部会 (主な議題) ・ 関係各課、学識経験者の意見について ・ たたき台(事務局案)の構成について
	12 月 9 日	第 3 回 防災街づくり基本方針改定検討委員会作業部会 (主な議題) ・ たたき台(事務局案)の構成について
	12 月 22 日	第 2 回 防災街づくり基本方針改定検討委員会 (主な議題) ・ 防災街づくり基本方針(中間の報告)について
平成 27 年	2 月 3 日	第 4 回 防災街づくり基本方針改定検討委員会作業部会 (主な議題) ・ たたき台(事務局案)の構成について
	3 月 13 日	第 5 回 防災街づくり基本方針改定検討委員会作業部会 (主な議題) ・ 防災街づくり基本方針素案たたき台の作成検討について
	3 月 26 日	第 3 回 防災街づくり基本方針改定検討委員会 (主な議題) ・ 防災街づくり基本方針素案たたき台について
	5 月 1 日	第 6 回 防災街づくり基本方針改定検討委員会作業部会 (主な議題) ・ 防災街づくり基本方針素案たたき台について
	6 月	第 2 回 有識者へのヒアリング
	6 月 29 日	第 7 回 防災街づくり基本方針改定検討委員会作業部会 (主な議題) ・ 防災街づくり基本方針素案について
	7 月 6 日	第 4 回 防災街づくり基本方針改定検討委員会 (主な議題) ・ 防災街づくり基本方針素案について
	11 月 24 日	第 8 回 防災街づくり基本方針改定検討委員会作業部会 (主な議題) ・ 防災街づくり基本方針素案のパブリックコメント結果について ・ 防災街づくり基本方針案について
	12 月 1 日	第 5 回 防災街づくり基本方針改定検討委員会 (主な議題) ・ 防災街づくり基本方針素案のパブリックコメント結果について ・ 防災街づくり基本方針案について

既定計画

東京都防災都市づくり推進計画において、震災時の大きな被害が想定される整備地域に、世田谷区役所周辺、三宿・太子堂地域と北沢地域が指定されています。

新たな防火規制区域は、整備地域の一部に加えて、木造住宅が密集した地域である旭小学校周辺地区が指定されています。

区西部で、道路等の基盤整備が比較的未整備な地域については、公共施設の整備改善等を図るため土地区画整理事業を施行すべき区域に指定されています。

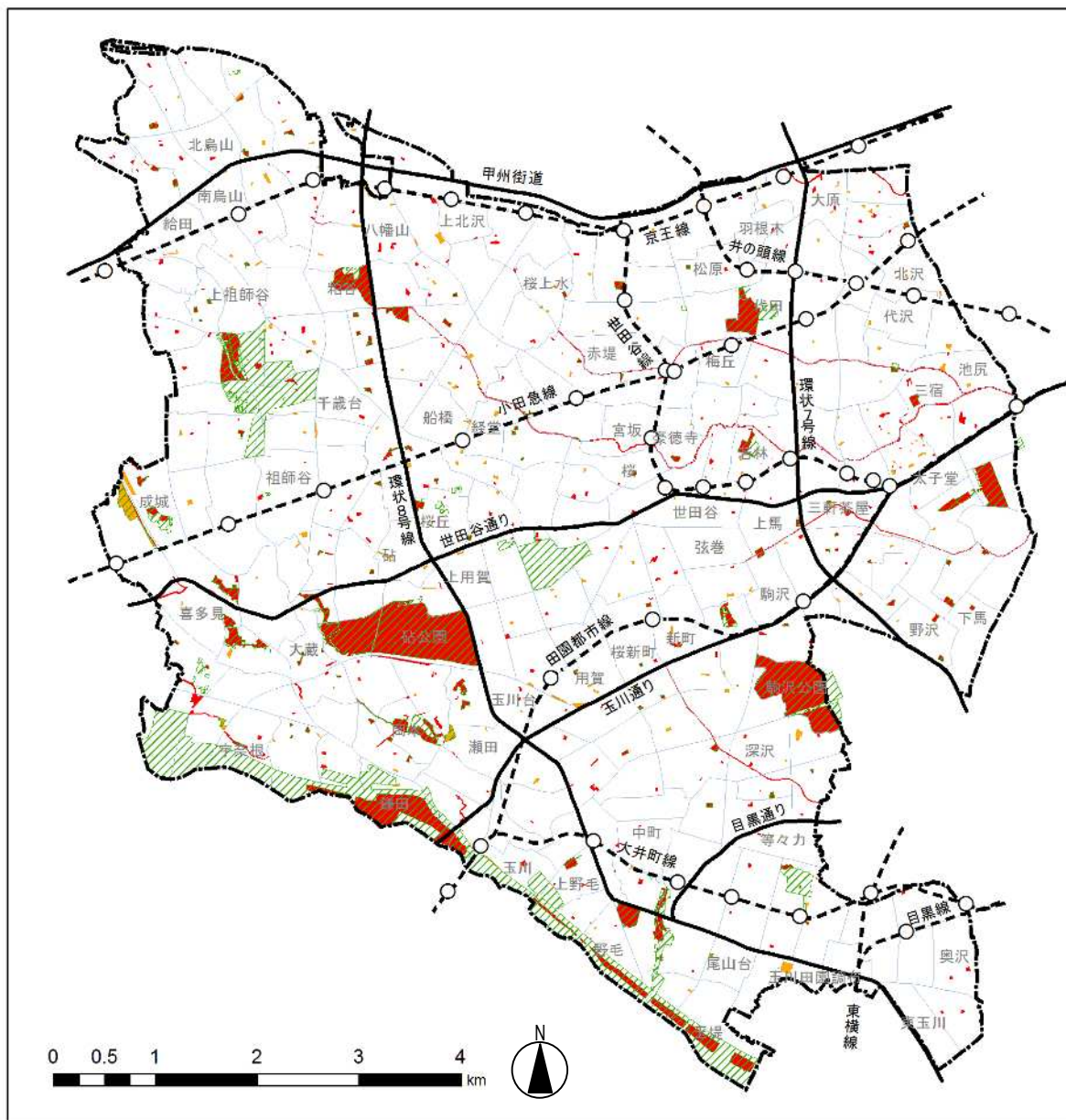


(平成 28 年 3 月 時点)

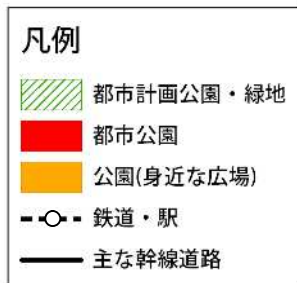
凡例	
	防災都市づくり推進計画 (整備地域・重点整備地域)
	不燃化特区 (木密地域不燃化10年プロジェクト)
	新たな防火規制区域
	土地区画整理事業を施行すべき区域
	鉄道・駅
	主な幹線道路

都市計画公園・緑地等の分布

都市公園等（都立・区立の公園、身近な広場）は、平成 27 年 4 月の時点で区内に 527 箇所あります。これらの合計面積は約 261ha（東京ドーム 56 個分相当）で、本区全面積の 4.5%以上を占めています。

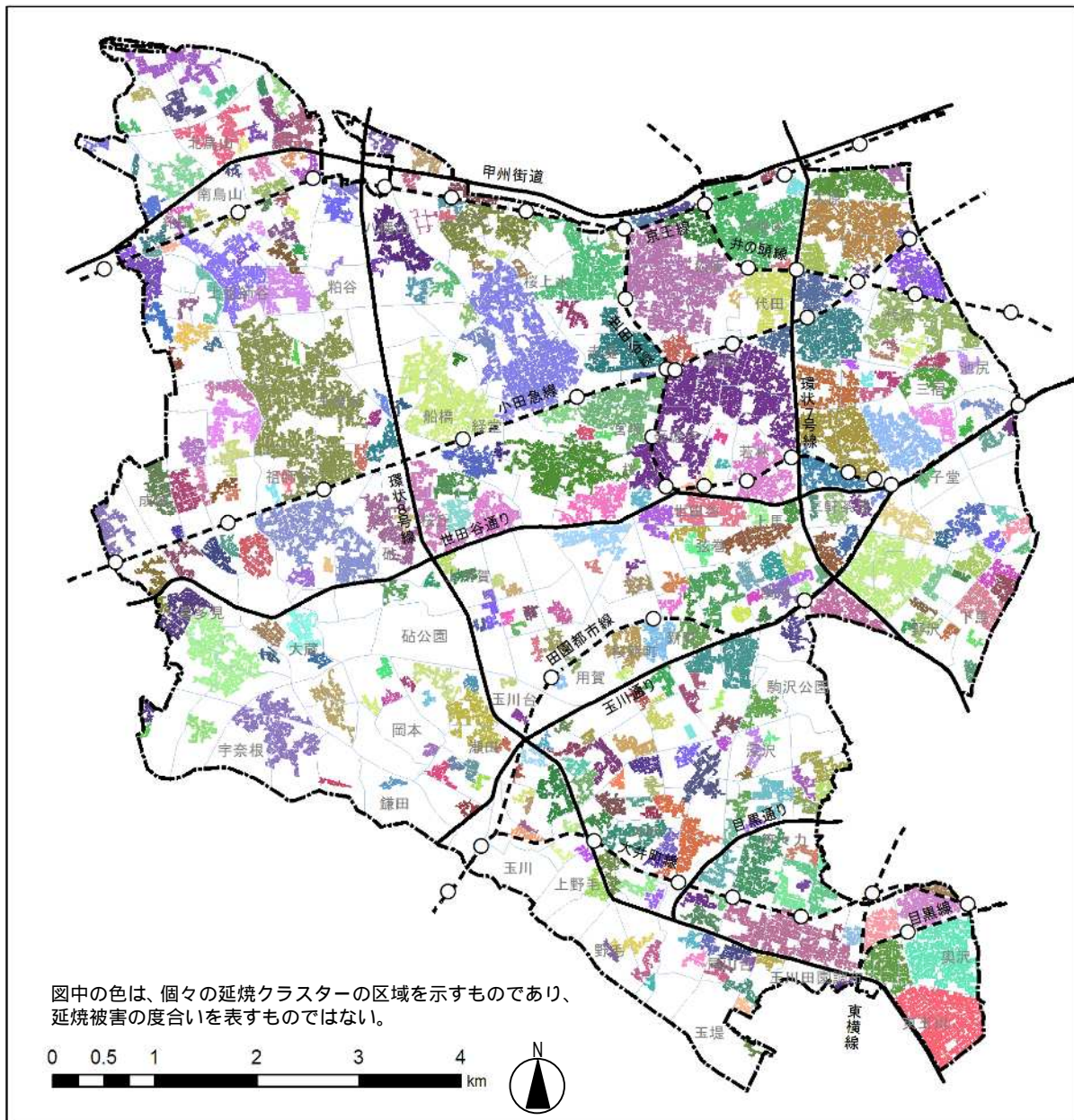


(出典:平成 23 年度世田谷区土地利用現況調査より作成)



延焼クラスタの分布（1ha 以上のみ表示）

世田谷通り南側の砧公園や馬事公苑の周辺、大規模な区画整理事業が完了している千歳台・船橋の環八通り周辺などには、大きな延焼クラスターはあまり見られません。一方で、東玉川や奥沢、梅ヶ丘駅の南側一帯、千歳台・祖師谷付近、松原・羽根木付近は、幅員 6m 以上の道路ネットワークが未整備な戸建て住宅地であることなどから、まとまった延焼クラスターが存在します。



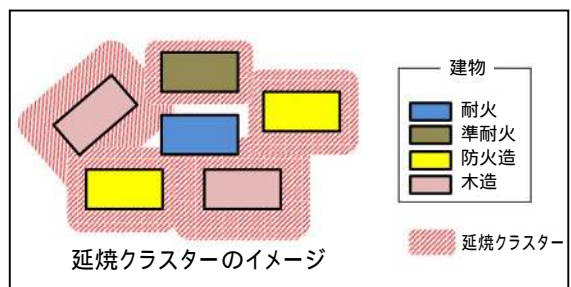
凡例

- 鉄道・駅
- 主な幹線道路

(出典：平成 23 年度世田谷区土地利用現況調査より作成)

【延焼クラスターとは】

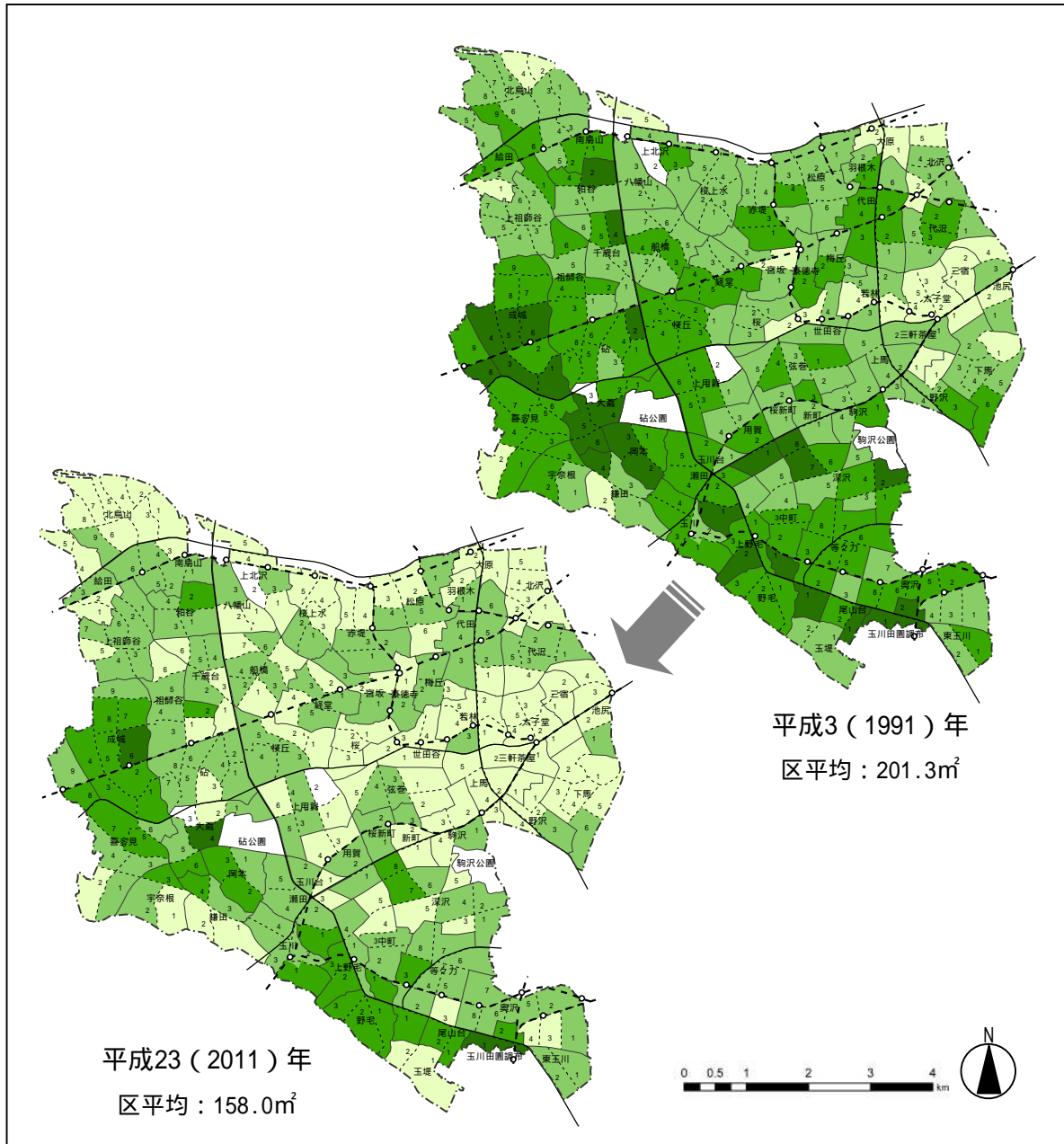
建築物からの出火を放置した場合に、延焼によって最終的に焼失する建築物の集まり。個々の建築物の防火構造と辺の長さにより個々の建築物の延焼限界距離が設定される。2つの建築物の延焼限界距離の合計が2つの建築物間の距離を上回った場合に延焼するという考え方。



専用住宅の平均宅地面積

専用住宅の平均宅地面積の本区平均は約 158.0 m²で、平成3年から 43.3 m²減少しました。全地域の平均宅地面積の減少量 (31.8 m²) に比べると減少幅が大きく、宅地の細分化が特に専用住宅で進行している状況です。

地域別では、平均宅地面積は都心部に近い東部ほど小さく、西部に行くほど大きくなる傾向にあります。



(出典: 世田谷の土地利用 2011)

凡例

- 専用住宅なし
- 150 m²未満
- 150 m²以上 200 m²未満
- 200 m²以上 300 m²未満
- 300 m²以上
- 鉄道・駅
- 主な幹線道路

【専用住宅の平均宅地面積とは】

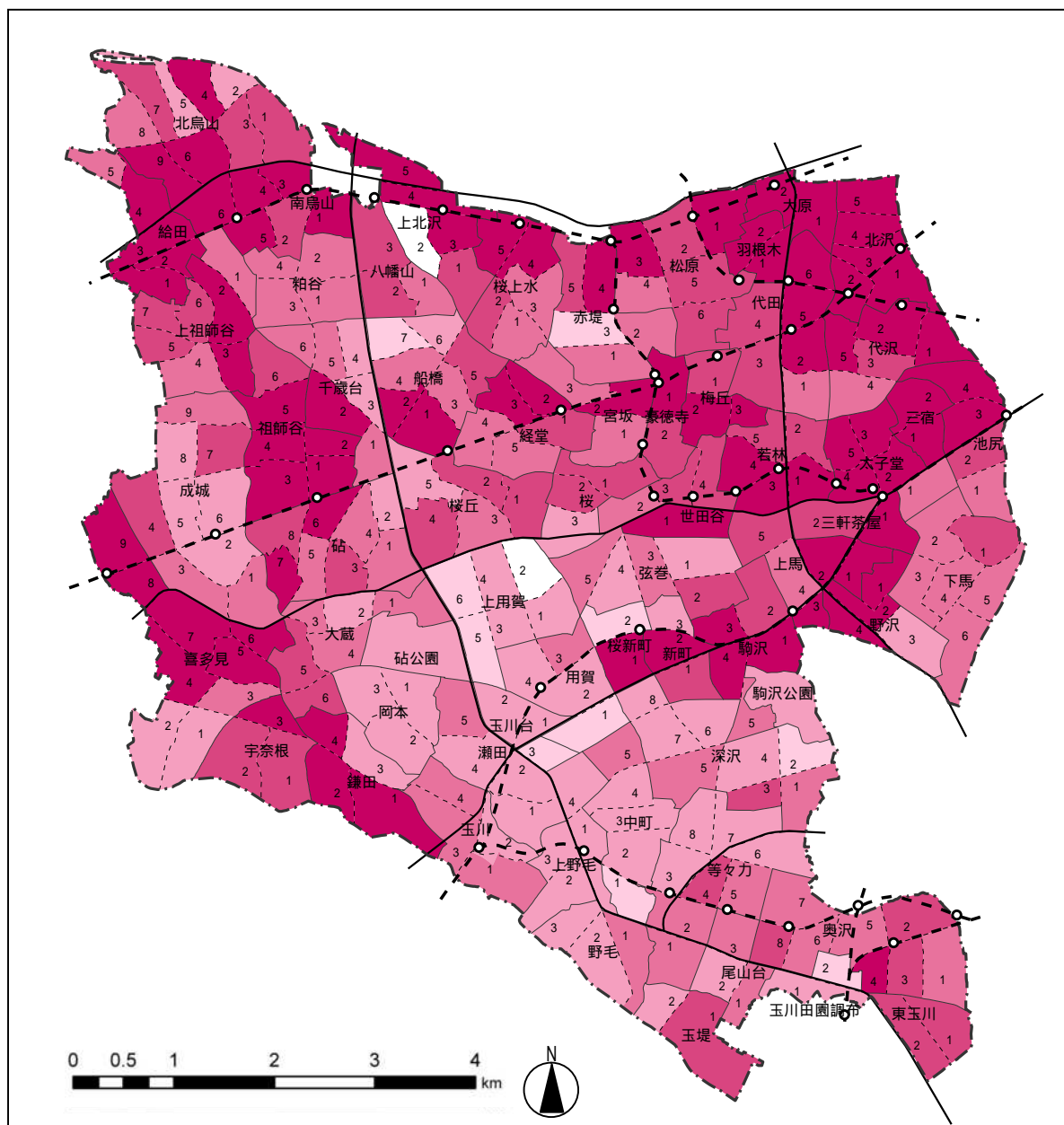
居住を目的とした住宅(専用住宅)の平均的な大きさを表すもの。
町丁目単位で全専用住宅宅地面積を全専用住宅宅地数で割った値のこと。

細街路率

細街路率の本区平均は 36.2% となっています。

地域別では、北沢地域と烏山地域では 40% を超えており、世田谷地域の東部や砧地域の西部では 40% を超える町丁目が多くみられます。

一方、区画整理が広く行われた玉川地域は他の地域に比べ細街路率が 24.3% と低く抑えられています。



(出典: 世田谷の土地利用 2011)

凡例

- 10% 未満
 - 10% 以上 20% 未満
 - 20% 以上 30% 未満
 - 30% 以上 40% 未満
 - 40% 以上
- 私道や道路状の空間を含む
- 鉄道・駅
 - 主な幹線道路

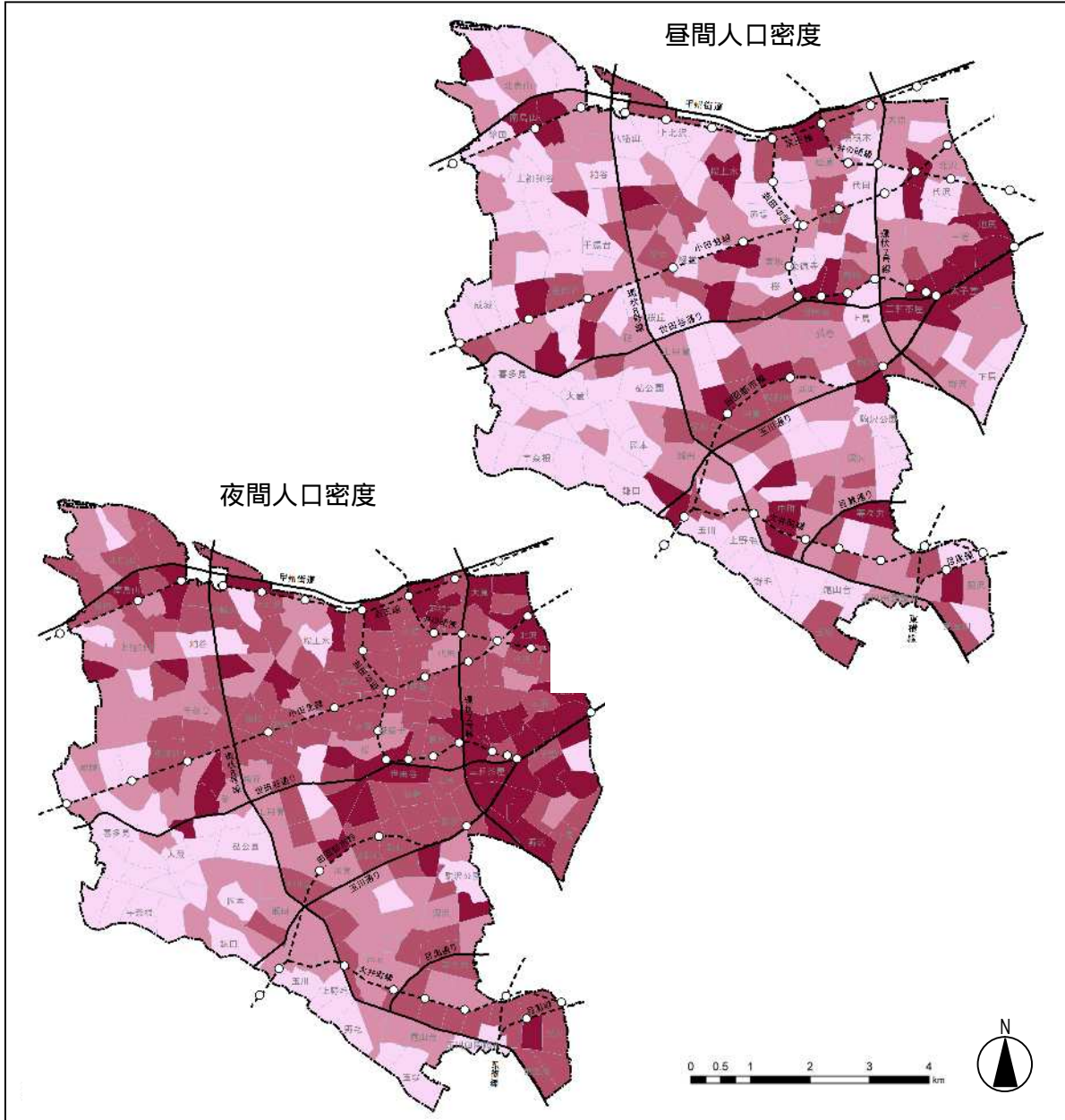
【細街路率とは】

対象とする地域内の道路の総延長に対する幅員 4m 未満の道路延長の割合のこと。

昼間人口密度 / 夜間人口密度

昼間人口密度は、事務所や店舗等が集積している三軒茶屋駅や下北沢駅などの主要駅周辺、東京農業大学や日本大学などの大規模な学校がある地区で高くなっています。

夜間人口密度と昼間人口密度の比較では、住宅が主体でその他の施設があまりない住宅地において、昼間は夜間に比べ人口密度が低く、特に大規模なマンションや密集した住宅地である羽根木や深沢などはその傾向が顕著に現れています。一方、大学がある桜上水や桜丘は、昼間に比べ夜間の人口密度が高くなっています。



(出典: 世田谷区国勢調査[平成 22 年]より作成)

凡例

- 100 人/ha 未満
- 100 人/ha 以上 150 人/ha 未満
- 150 人/ha 以上 200 人/ha 未満
- 200 人/ha 以上
- 鉄道・駅
- 主な幹線道路

【昼間人口とは】

就業者又は通学者が従業・通学している従業地・通学地による人口であり、従業地・通学地集計の結果を用いて算出された人口のこと。

【夜間人口とは】

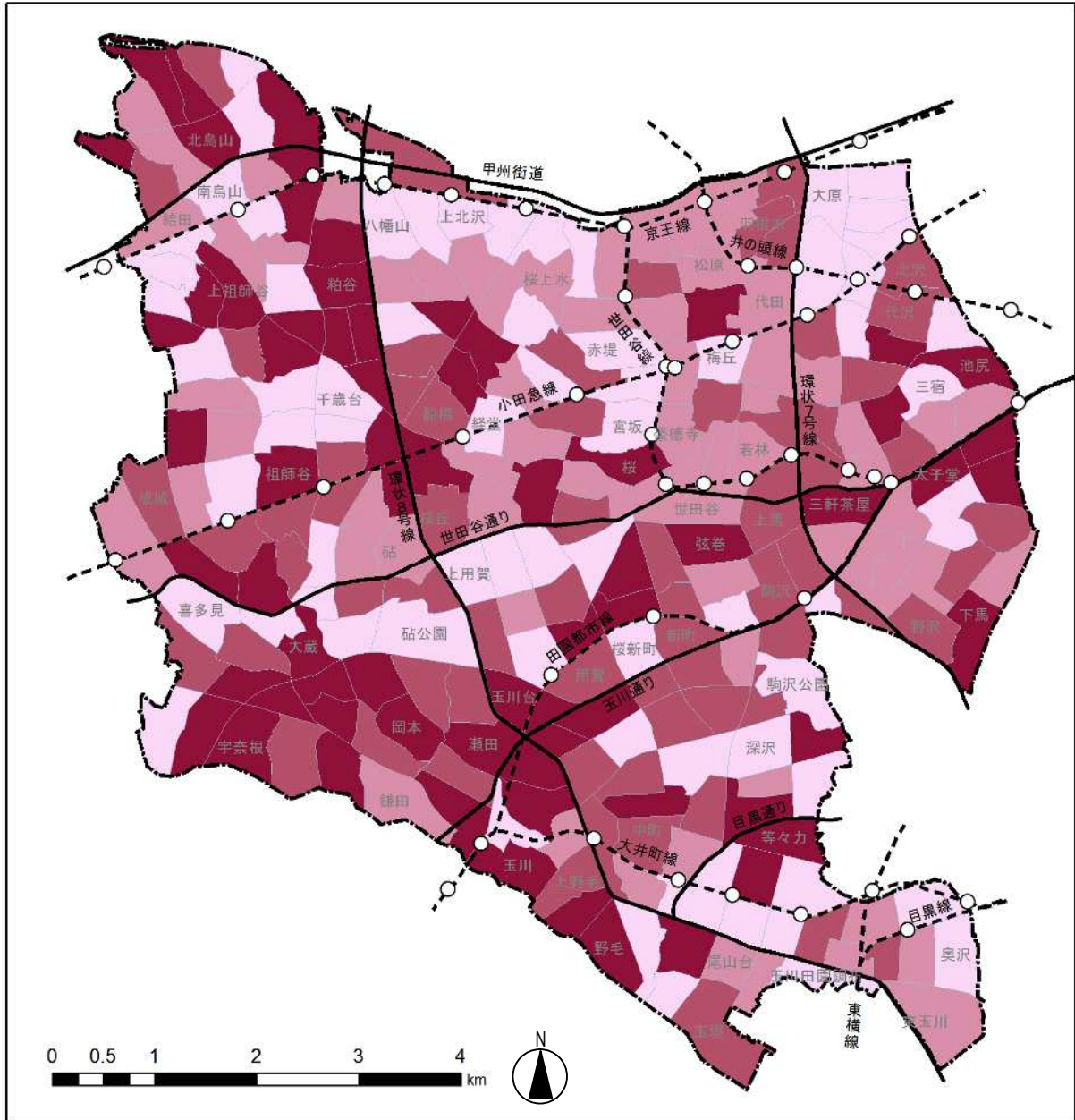
国勢調査時に調査の地域に常住している人口のこと。

人口増加率

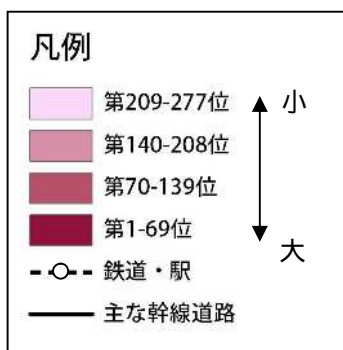
人口は、区全体で増加傾向にあり、今後も10年程度は増加する見込みとなっています。

世代別では、年少人口や生産年齢人口は増加又は横ばいであり、高齢者人口は一貫して増加し、当面はこの傾向が続く見込みとなっています。

地域別では、宇奈根や岡本、大蔵などの砧地域の南部で増加率が高く、砧地域全体で4.7%増加しています。一方で、北沢や大原などでは増加率が低く、北沢地域全体で1.2%減少しています。



(出典:世田谷区住民基本台帳[平成16年4月、平成26年4月]より作成)

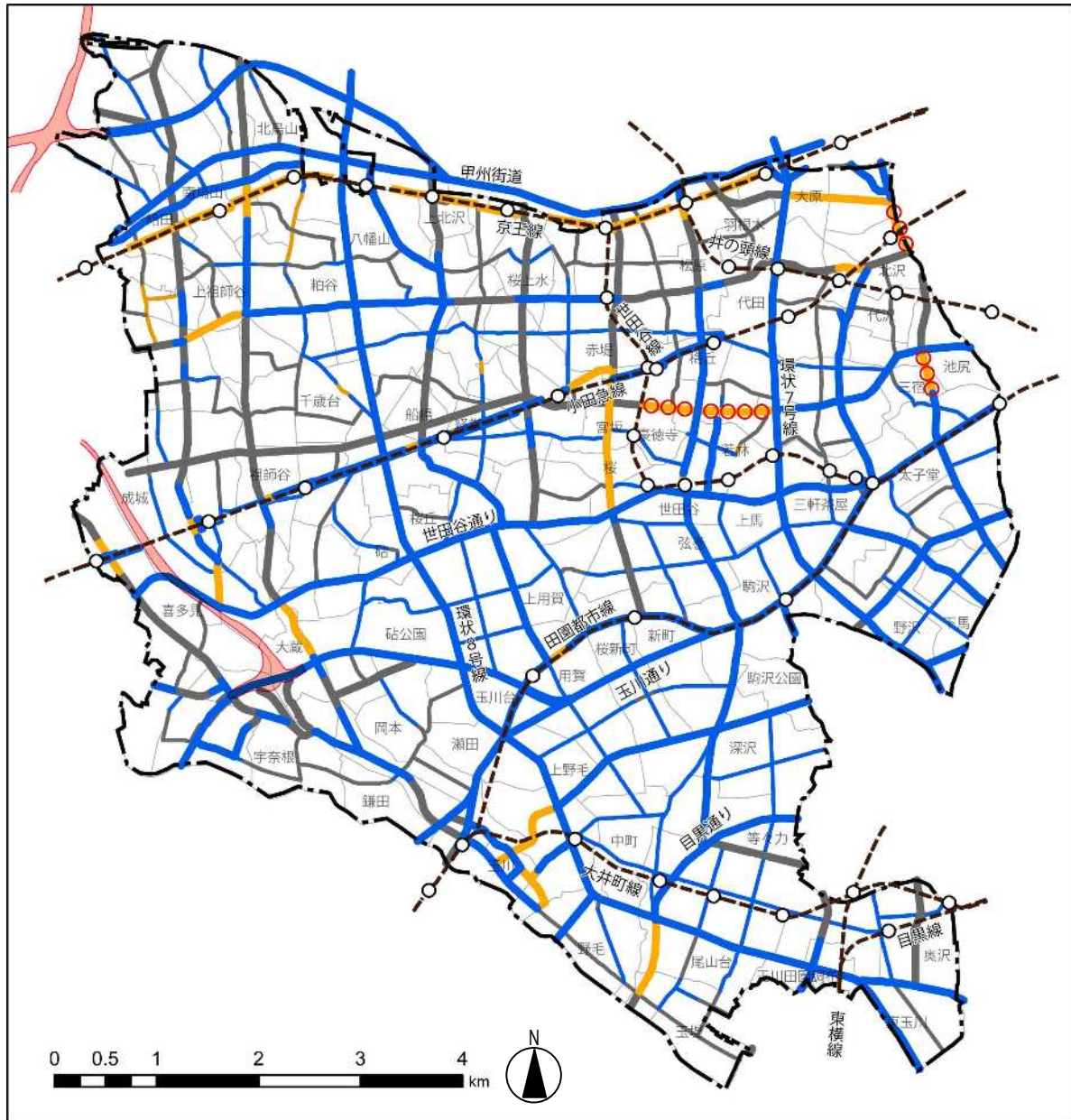


都市計画道路と主要生活道路

都市計画道路及び主要生活道路の本区における整備状況としては、環七・環八通り、甲州街道、玉川通りなどの幹線道路は約9割が完成していますが、これらを補完する地区幹線道路及び主要生活道路の整備率は4割弱となっています。

地域別では、本区の北部や西部での整備率が低く、地域によって偏りがあります。また、東西方向に比べて南北方向の整備が遅れています。

他区と比較すると、都市計画道路の整備率の23区の平均が62.2%であるのに対し、本区の整備率は50.9%と、低い状況にあります。



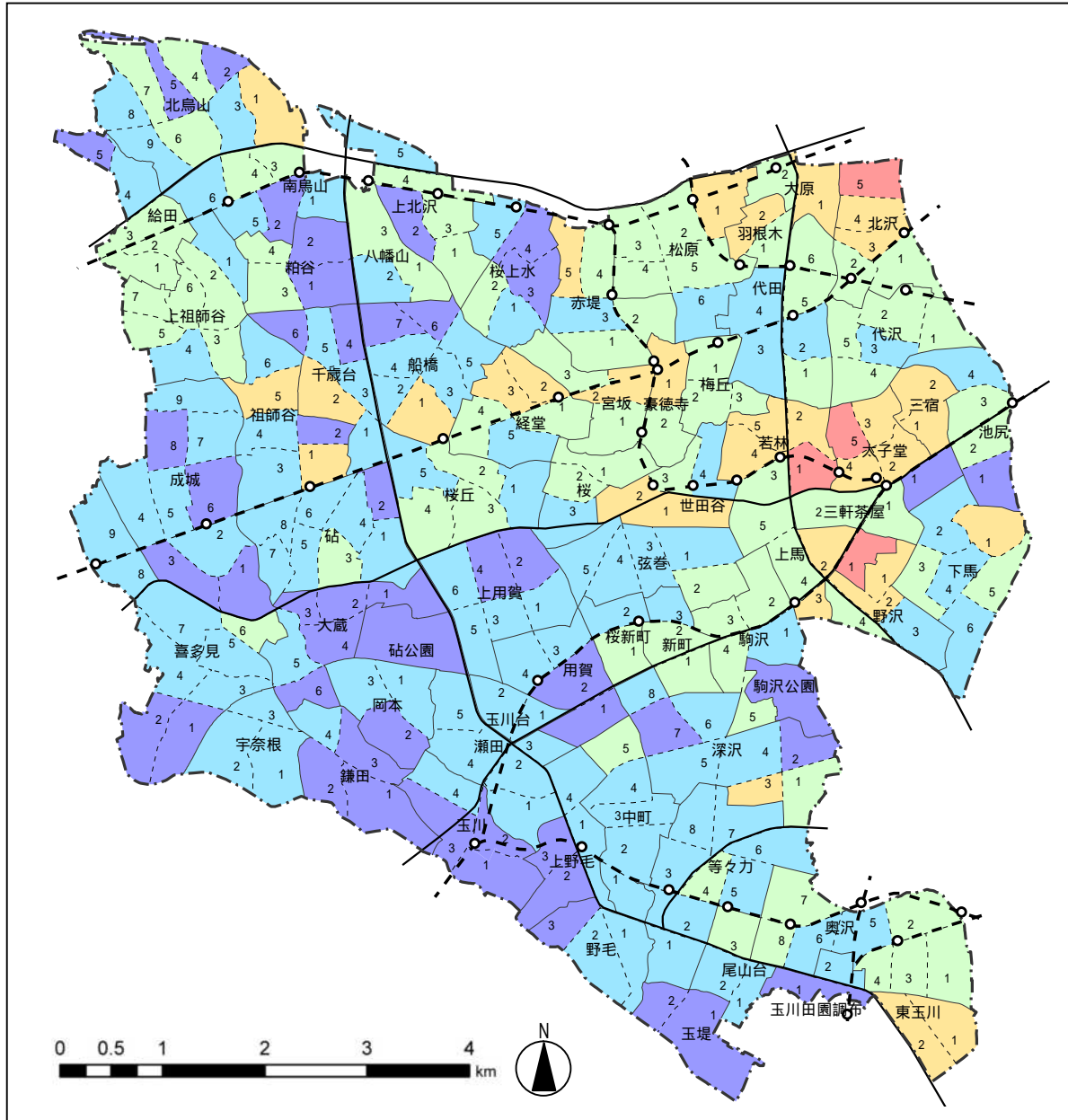
凡例

都市計画道路	主要生活道路
■ 整備済・概成	■ 整備済・概成
■ 事業中	■ 事業中
■ 未整備	■ 未整備
○ ○ ○ ○ 特定整備路線	
東京外かく環状道路	鉄道・駅
■ 事業中	—○— 鉄道・駅

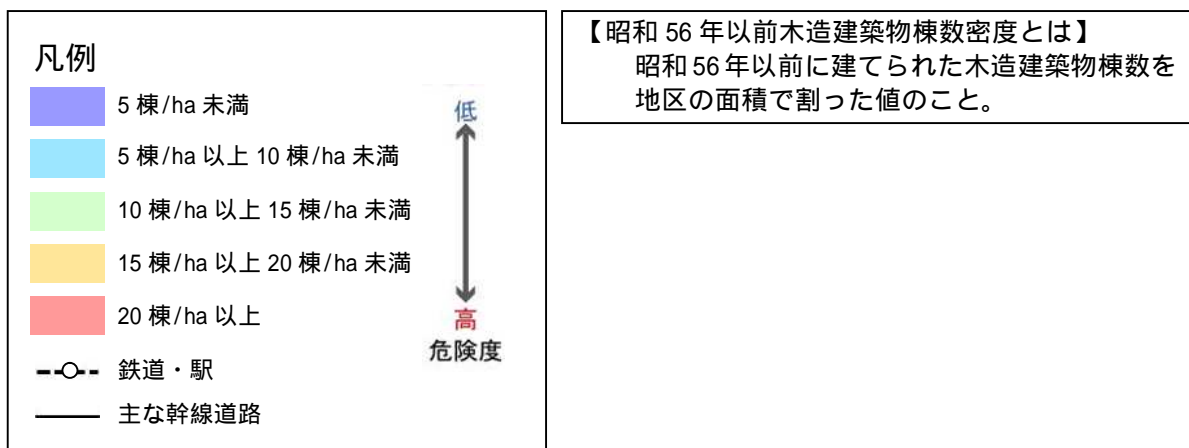
(出典:世田谷区道路網図[平成27年4月]より作成)

昭和 56 年以前木造建築物棟数密度

古い木造建築物が密集している場所では震災時に建築物が倒壊する危険性が高くなります。特に新耐震設計基準の施行以前に建てられた木造建築物は、相対的に耐震性能が低いものであると考えられます。このような昭和 56 年以前木造建築物の密度は、平成 23 年の区平均では 9.2 棟/ha で、平成 13 年の 7 割強まで低下しました。しかし、区東部、特に環七通りの内側には、比較的多く昭和 56 年以前木造建築物が密集する町丁目がみられます。

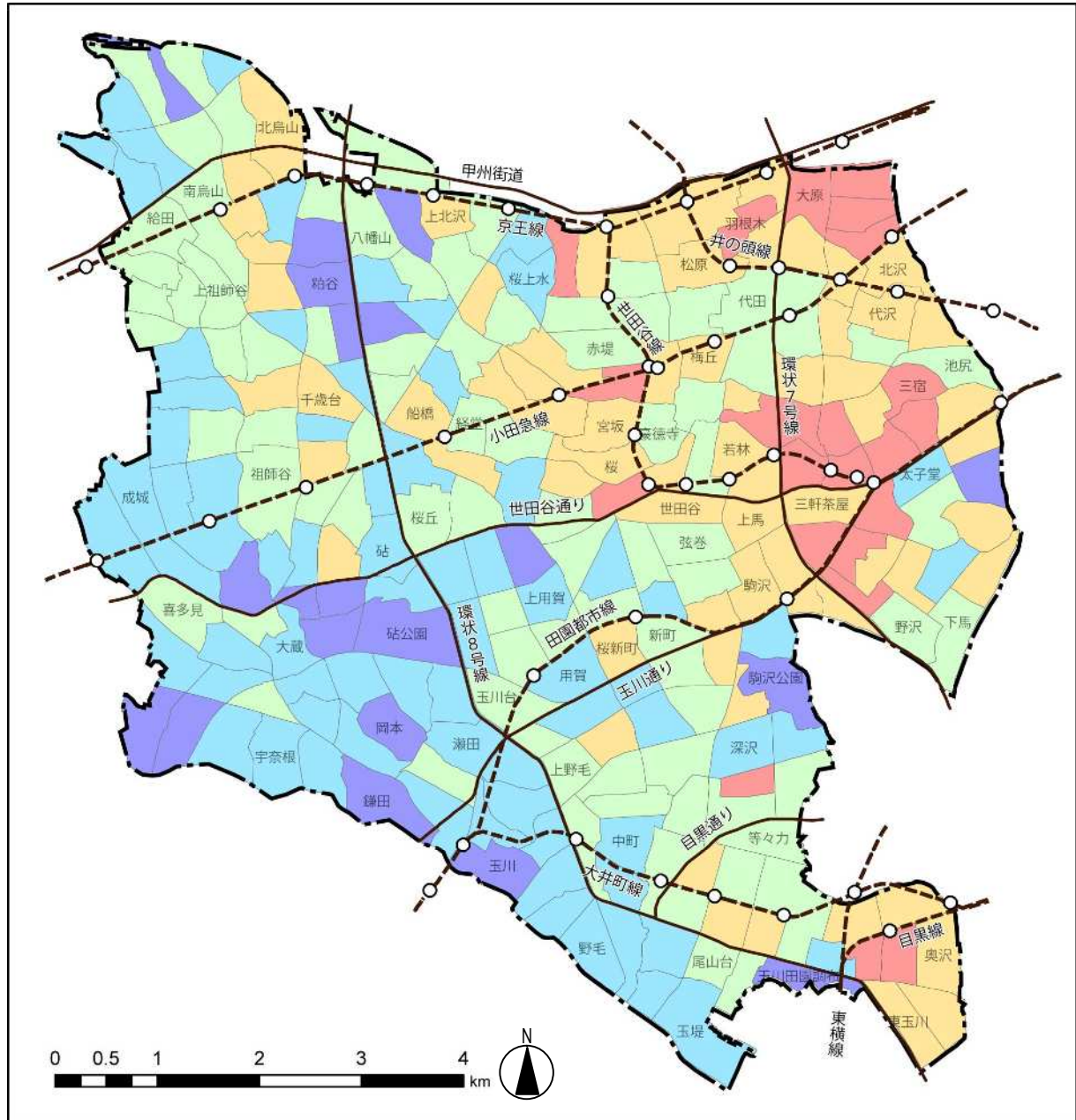


(出典: 世田谷の土地利用 2011)



昭和 56 年以前建築物棟数密度

木造に限らず全建築物で新耐震設計基準の施行以前に建てられた建物をみると、木造と同様に区東部・西部に密集している町丁目があります。木造建物と比較すると、奥沢や三軒茶屋などで、密集が高くなっています。商業店舗や事務所が集積している地区では、非木造で旧耐震基準のビルが残っていると考えられます。



(出典:平成 23 年度世田谷区土地利用現況調査より作成)

凡例

- 5 棟/ha 未満
- 5 棟/ha 以上 10 棟/ha 未満
- 10 棟/ha 以上 15 棟/ha 未満
- 15 棟/ha 以上 20 棟/ha 未満
- 20 棟/ha 以上
- 鉄道・駅
- 主な幹線道路

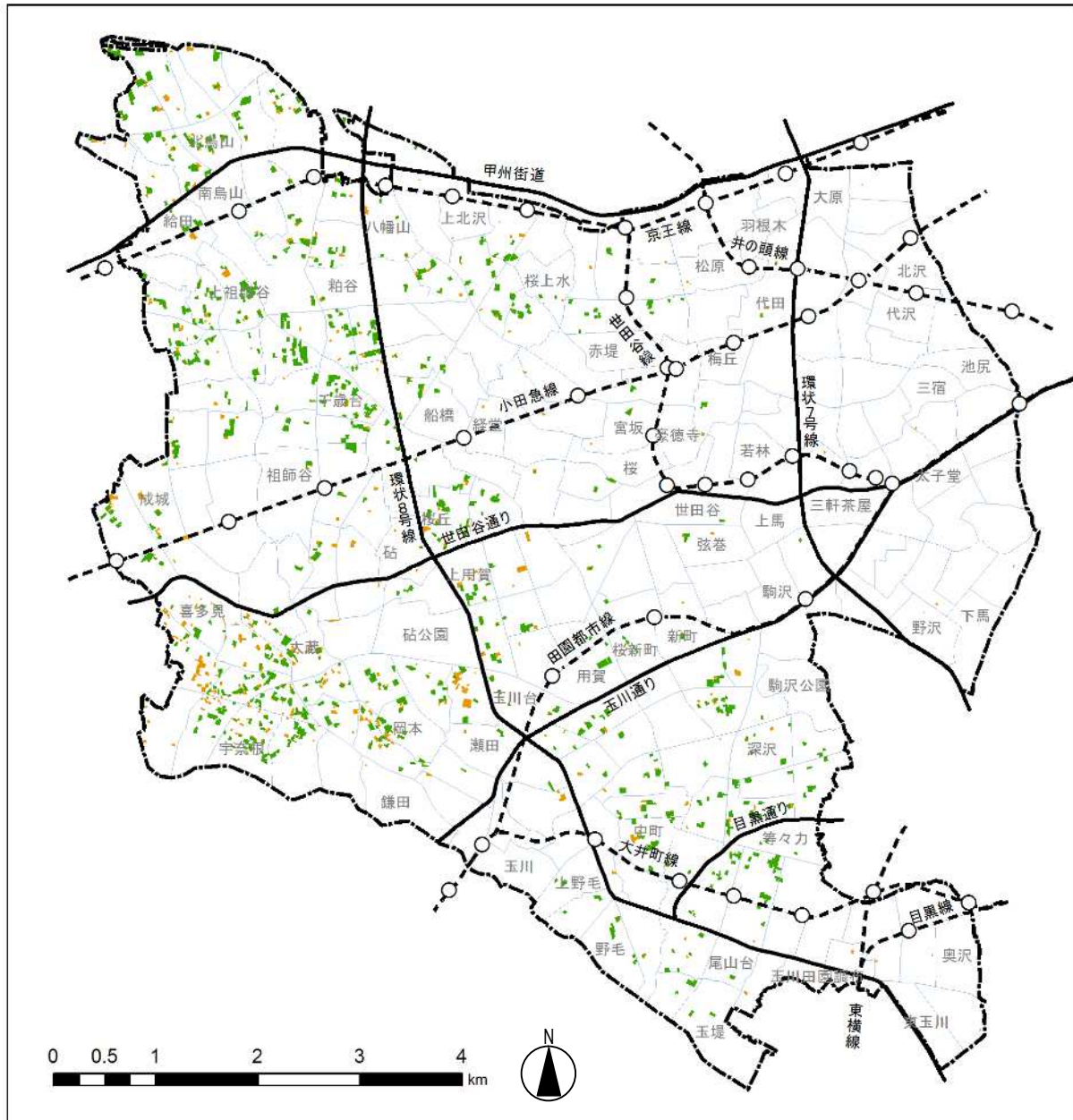
【昭和 56 年以前建築物棟数密度とは】

昭和 56 年以前に建てられた建築物棟数を地区の面積で割った値のこと。

生産緑地の分布

農地は、平成 23 年度時点で約 108.6ha あり、農地率は約 1.9% となっています。農地は平成元年以降毎年数 ha ずつ減少しています。その内、生産緑地地区は平成 3 年までは増加傾向にありましたが、その後は減少傾向にあります。

分布としては、区の西半分に多く分布し、砧地域の低地や烏山地域に多くみられます。



(出典:平成 23 年度土地利用現況調査より作成)

凡例

- 生産緑地地区
- 生産緑地地区以外の農地
- 鉄道・駅
- 主な幹線道路

【農地率とは】

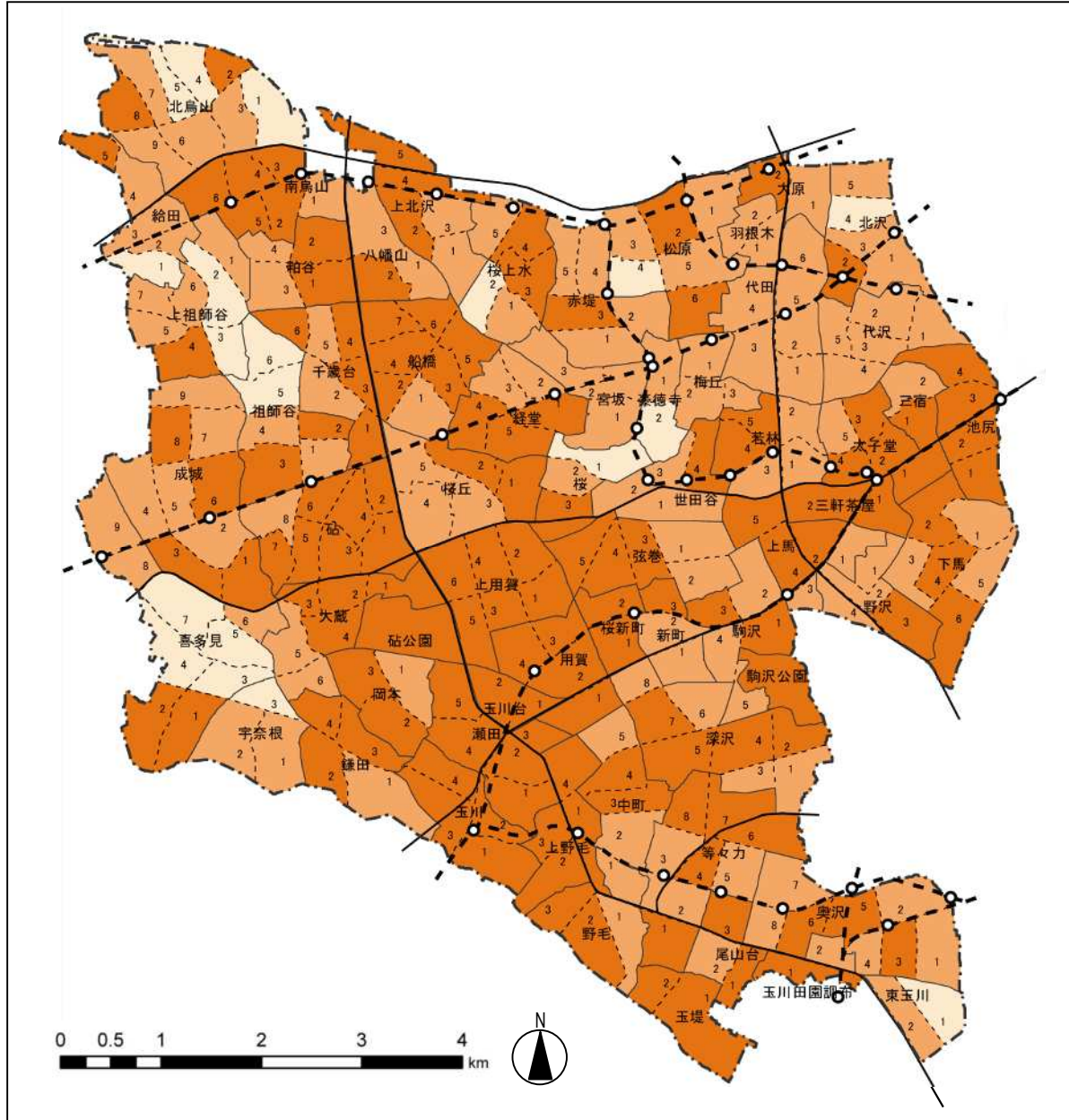
全区面積に対する農地の割合のこと。

耐火率

本区の平均耐火率は60.2%で、平成3年から平成23年の20年間で13.7ポイント上昇しました。

本区内全域で耐火率の向上が見られ、特に北沢地域では35%弱の町丁目がほとんどでしたが、平成23年には50%前後になっています。

一方で、40%弱未満の町丁目も残っています。これらの地域は、4階建て以上の建築物が少なく、1～3階建ての専用住宅が多い地区と重なります。



(出典: 世田谷の土地利用 2011)

凡例

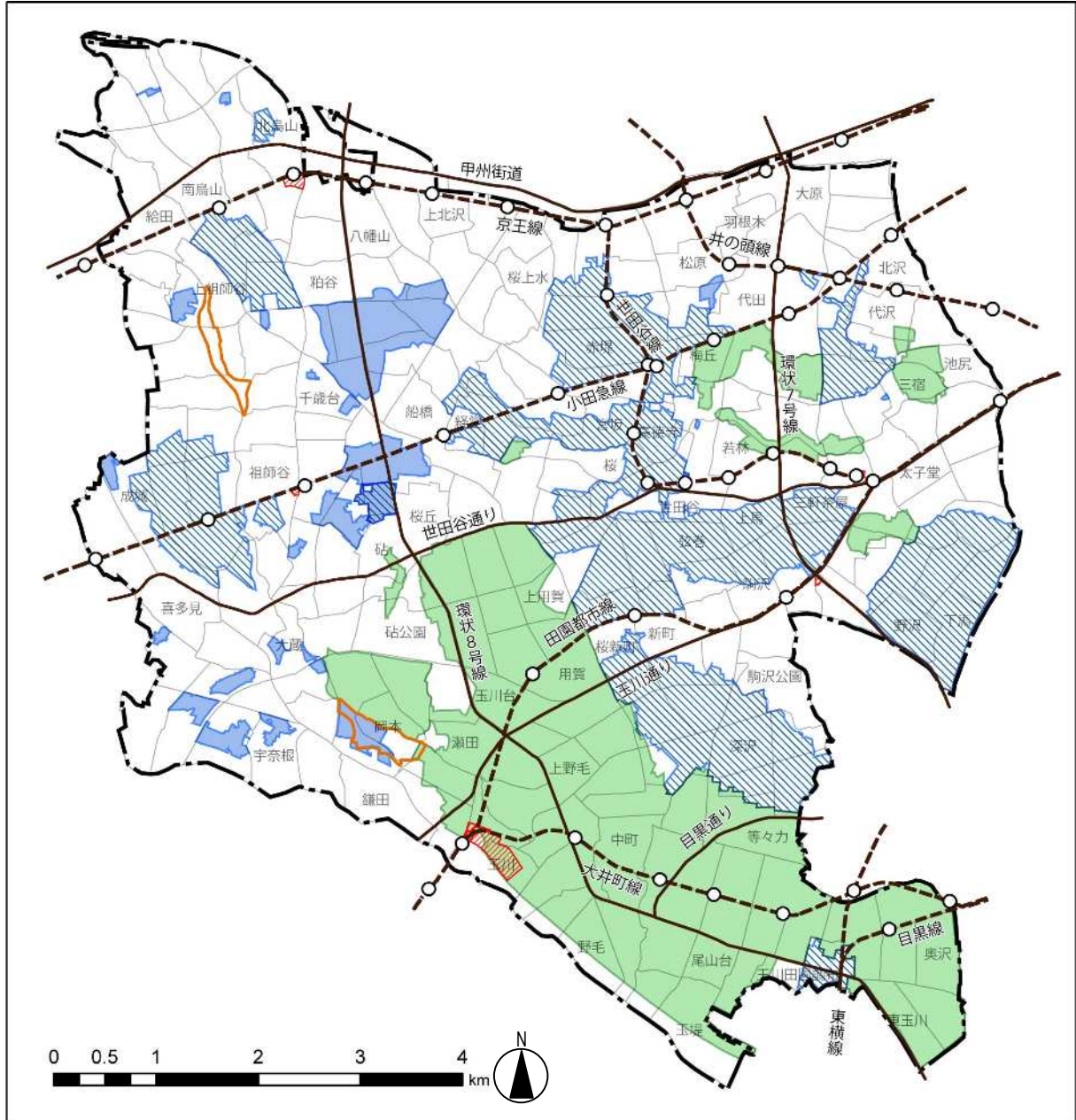
- 40%未満
- 40%以上 60%未満
- 60%以上
- 鉄道・駅
- 主な幹線道路

【耐火率とは】

市街地の燃え広がりにくさを示すもの。
耐火建築物と準耐火建築物の建築面積が、全建築面積に占める割合のこと。

基盤整備状況

本区は江戸～明治時代まで、畑作を主とする近郊の農村地帯でしたが、東京の発展と共に郊外住宅地としての整備が徐々に行われ、大正12年の関東大震災による人口の郊外移動が起こり、市街化が大きく進展していきました。さらに戦後も一貫して人口は増加し、農村から住宅地へと大きく変貌しています。このような変化に対して、宅地を整備していくため、玉川全円耕地整理や成城学園駅周辺の街づくり(喜多見土地区画整理)などが行われ、良好な郊外住宅地としての基盤が整備されました。一方で、基盤整備事業が行われていない地区では、道路等の基盤が未整備のまま市街化が進行したことから、木造住宅の密集市街地や避難に必要な道路が十分に確保されていない市街地など、防災上課題のある地区が残されています。



(平成28年3月時点)

凡例	
	耕地整理事業地区
	土地改良事業地区
	土地区画整理事業(旧法)地区
	土地区画整理事業(新法)地区
	市街地再開発事業地区
	鉄道・駅
	主な幹線道路

5 . 用語集

あ行

アクション エリア	世田谷区都市整備方針で示された、地域のまちの姿を実現するために、区民・事業者・区（総合支所）が協働し、今後、概ね10年間にわたり街づくりを優先的に進める地区のこと。
新たな 防火規制区域	東京都建築安全条例第7条の3に基づき指定された、地震などの災害発生時に火災などの危険性が高い区域のこと。個々の建築物の建築の際に防火性の高い建築物へ誘導するために、当区域内で建築物の建築、増改築等をする場合は、原則としてすべて準耐火建築物以上の性能が必要となります。
一時集合所	危険回避のために一時的に集合して様子を見る、または避難のために一時的に集合する所のこと。
一時滞在施設	東京都帰宅困難者対策条例第12条に基づき、大規模災害発生時の混乱を抑制するために、帰宅困難者を受け入れる施設のこと。
液状化	地震発生で繰り返される振動により、地中の地下水の圧力が高くなり、砂の粒子の結びつきがバラバラとなって地下水に地面が浮いたような状態になること。
延焼 クラスター	建物からの出火を放置した場合に、延焼により最終的に焼失する建物のあつまりのこと。個々の建物の防火構造と辺の長さにより個々の建物の延焼限界距離が設定され、2つの建物の延焼限界距離の合計が2つの建物間の距離を上回った場合に延焼するという考え方に基づいています。
延焼遮断帯	東京都の防災都市づくり推進計画で定められた、地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等からなる帯状の不燃空間のこと。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担い、防災上の重要度から骨格防災軸、主要延焼遮断帯、一般延焼遮断帯に区分されています。
延焼遅延帯	世田谷区防災街づくり基本方針で定められた、主要生活道路、幅員8mの既存道路、河川、広域避難場所、大規模施設用地、一団地の住宅施設、公園・運動場、公共施設といった不燃的要素からなる帯状の不燃空間のこと。延焼遅延効果を線的または面的に持っています。
応急仮設住宅	災害救助法が適用された震災により住家を失い、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に対して供与する住宅のこと。東京都地域防災計画（震災編）によれば災害救助法が適用された区市町村を単位に、原則として、当該区市町村の全焼・全壊及び流失世帯の合計数の3割以内の戸数を設置することになっています。

か行

帰宅困難者支援施設	災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するために、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設のこと。
基本構想	世田谷区の望ましい将来像の実現に向けて区民主体のまちづくりを進め、自治の発展をめざす区政の基本的な指針のこと。
狭あい道路	幅員 4m未満の道路で、一般交通の用に供されているもののこと。
共助力	災害時に近隣の住民同士が助け合って問題解決にあたる連帯感を持った行動力のこと。
緊急啓開路線	震災時の避難・救急救命活動、救急物資の輸送や復旧・復興に利用するため、緊急通行車両が移動できるルートをいち早く切り啓く（道路障害物除去）必要のある道路のこと。
緊急輸送道路	東京都地域防災計画で定められた、震災時の救助や物資輸送などを円滑に行うために、応急活動の中心となる防災拠点や庁舎等を相互に結ぶ道路のこと。
区民意識調査	区民が区政に対してどのような意見・要望を持っているかを把握し、今後の区政を進めていくうえでの基礎資料とするために、毎年行っている調査のこと。
建築基準法	国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進のために、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関して最低限の基準を定めている法律のこと。
広域避難場所	大学敷地や都立公園などの、火災の延焼などにより自宅、一時集合所が危険な状態になった時に避難する大規模な空地のこと。
国分寺崖線	立川市から大田区まで続く、豊かなみどりに覆われたがけの連なりのこと。
骨格防災軸	延焼遮断帯の一つであり、広域的な都市構造から見て骨格的な防災軸の形成を図る路線のこと。約 3~4kmメッシュで構成されています。

さ行

災害時要援護者	「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する」といった災害時の一連の行動をとるために支援を要する人々のこと。一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等。
災害対策拠点	区役所および各総合支所周辺地区等の、地域の防災に関する機能を備える拠点のこと。
細街路率	対象区域内の道路の総延長に対する幅員 4m未満の道路延長の割合のこと。
事前復興	緊急対策や応急復旧にとどまらず、本格復興までを視野に、被災前から住民や自治体が手引を準備したり、復興の方針を示したりすること。あらかじめ被災後を考えることで減災にもつながるとされている。
主要生活道路	幹線道路と地区幹線道路に囲まれた区域内の交通を集め、幹線道路や地区幹線道路に連絡する道路のこと。

新耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日に大幅に改正された建築基準法の構造規定のこと。この時期以降に建築確認された建築物は、耐震性能に関する一定の強度を持つものとされています。
生産緑地 (地区)	都市における農地等の適正な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として都市計画に位置づける地域地区のこと。
整備地域 ・重点整備地域	東京都防災都市づくり推進計画において、震災時の大きな被害が想定される地域を整備地域に指定しています。このうち、基盤整備型事業等を重点化して展開し、早期に防災性の向上を図ることにより波及効果が期待できる地域を重点整備地域として指定しています。世田谷区では世田谷区役所周辺・三宿・太子堂地域と北沢地域が整備地域に指定されており、そのうち世田谷区役所周辺・三宿・太子堂地区が重点整備地域に指定されています。
世田谷区 街づくり条例	安全で住みやすい快適な環境の市街地の整備、開発及び保全を推進することを目的に、昭和 57 年に世田谷区が全国に先駆けて制定した条例のこと。
た行	
建物倒壊 危険度	地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いのこと。地域の建物の種別と地盤分類ごとに集計した建物量に地盤分類ごとの建物が壊れる割合を掛け合わせるにより測定しています。
地域防災計画 (東京都)	災害対策基本法に基づき、東京都防災会議が策定する計画のこと。都、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、都の地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。
地区計画	都市計画法に基づく制度のこと。比較的小さな範囲の地区を対象に、地区の方針と建築物の用途や形態などのルールや道路・公園などの配置を細かく定めることで、その地区にふさわしい良好な街づくりを進めることができます。
地区防災計画	災害対策基本法に基づき、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が自発的に行う防災活動をまとめた計画のこと。
地区街づくり 計画	世田谷区街づくり条例に基づいて、区民参加で策定する街づくり計画のこと。地区の特徴に応じて、きめ細かい街づくりのルールを定めることができます。
地先道路	各宅地から主要生活道路や地区幹線道路に接続する道路で、日常生活の中で利用する最も基本となる道路のこと。
地籍調査	主に市町村が主体となって、土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと。固定資産税算出の際の基礎情報となるなど、市町村における様々な行政事務の基礎資料として活用されます。

長周期地震動	南海トラフ地震のような規模の大きい地震の際に起きる、周期の長いゆっくりとした大きな揺れ（地震動）のこと。このような揺れは高層ビルと共振しやすく、高層ビルは長時間にわたり大きく揺れ、また、高層階の方がより大きく揺れる傾向があります。
東京都帰宅困難者対策条例	大規模な地震その他の災害が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合において、多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都、都民及び事業者の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定め、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進する条例のこと。
東京都建築安全条例	がけ、構造及び特殊建築物等に関する制限の附加並びに敷地及び道路との関係における制限の附加などを定めるとともに、地下街や道について定めた条例のこと。
東京都地域危険度調査	防災都市づくりを進める地域の選定に利用するとともに、都民がそれぞれのまちで地震への備えを進めるために行う調査のこと。調査では、建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度、「災害時活動困難度」を考慮した危険度を町丁目ごとに測定しています。
東京都防災対応指針	「東日本大震災における東京都の対応と教訓」をはじめ、科学的知見を有する専門家や区市町村の意見等を踏まえて策定した指針のこと。今後の東京の防災対策の方向性と具体的な取組を示しています。
特定整備路線	東京都の木密地域不燃化 10 年プロジェクトを実施するにあたり、東京都の防災都市づくり推進計画における整備地域内の都市計画道路のうち、延焼遮断帯や避難・救援路の形成に資するなど、防災上整備効果の高い区間として選定された路線のこと。
都市計画公園	都市計画法に基づき「都市計画施設」として、公園区域等を都市計画決定される公園のこと。 都市生活を営む上で必要とされる施設としての公園などの公共空地等が該当します。
都市計画道路	都市計画法に基づき「都市計画施設」として、道路幅員、道路線形等を都市計画決定される道路のこと。
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律のこと。土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業などの都市計画の内容及びその決定手続きなどに関し必要な事項が定められています。
都市整備方針	世田谷区街づくり条例に基づき、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定める、区の長期的な視点に立った都市づくり・街づくりの総合的な基本方針のこと。この方針に基づき都市計画や地区街づくり計画を定め、また、街づくりに関する様々な施策・事業を進めます。

都市復興プログラム	世田谷区地域防災計画及び世田谷区震災復興マニュアルのうちハード面の計画としての都市復興について、「自助」「共助」「公助」の基本理念の上に立って、区民や事業者、区が協働して震災復興に取り組むための方針や行動手順等を、街づくりの視点から復興プロセスの時間経過とともに分かりやすくまとめたプログラムのこと。
土砂災害防止法	土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する法律のこと。都道府県知事により警戒区域に指定されると、市町村は地域防災計画に避難態勢を定めなければならない、特別警戒区域では防災工事をしなければ宅地造成や学校、病院の建設ができなくなります。
土地区画整理事業	市街地開発事業の1つ。土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善および宅地の利用増進を図るために行われる事業。土地所有者が土地の一部を提供し、道路や公園などの公共施設を生み出すとともに、宅地の形状を整え、再配置します。
土地区画整理事業を施行すべき区域	昭和44年に緑地地域（昭和23年指定）の全域が指定解除され、同時にその地域を対象に、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図ることを目的として、都市計画法に基づき決定された土地区画整理事業の区域のこと。
土地利用現況調査	概ね5年ごとに、区内の全ての建築物と敷地について、形態や利用状況などを把握するために実施している調査のこと。
は行	
不燃化特区 / 木密地域 不燃化10年プロジェクト	都が取り組んでいる、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、東京の最大の弱点である、木密地域を改善するプロジェクトのこと。10年間の重点的・集中的な取組により、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにしていき、また特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）に指定し、都と区が連携して不燃化を強力に推進しています。
防災区民組織	震災から地域社会を守るために区民が自主的に結成した組織のこと。平常時は、防災知識の啓発や地域の防災計画の作成、防災点検の実施や防災訓練の実施など、地域の災害対応力を強化する役割を担います。災害時は、効果的な応急対策を行うための地域住民の取りまとめや、救出・救護活動、初期消火活動や避難誘導、情報の収集伝達、給食・給水活動の協力や避難所の管理運営の支援を担います。また、区では防災区民組織を育成し、その活動を支援する制度を設けています。
防災塾	地域防災力向上のため、区民が防災の知識や、自助・共助における考え方や取り組みについて考え、地域防災力を向上させることを目的として、平成26年度より行っている本区独自の取り組み。平成26年度は、区内27地区で開催し、地域住民同士が発災時に想定できる課題を共有することで、共に防災意識を高める内容となっています。

<p>防災 都市づくり 推進計画</p>	<p>災害に強い都市の早期実現をめざし、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯の整備、木造住宅密集地域等の防災上危険な市街地の整備等についての整備目標や整備方針、具体的な整備プログラムを定めた東京都の計画のこと。阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年度に東京都が策定した計画で平成15年度と平成21年度に改定されました。</p>
------------------------------	--

ま行

<p>ミニ防災 生活圏</p>	<p>世田谷区防災街づくり基本方針で定められた、防災生活圏内において延焼遮断帯の整備が不十分で、概ね500mメッシュの広さの、かつ主要生活道路や緑道など既存のストックを活用した延焼遅延帯で囲まれた一定の地区で、居住環境の改善と防災性能の向上を図る圏域のこと。</p>
<p>民間特定既存 耐震不適格建 築物</p>	<p>「耐震改修促進法」第14に規定される、学校、病院、老人ホーム、幼稚園、保育園、物品販売業を営む店舗など多数の者が利用する一定規模以上の民間が所有する建築物のこと。</p>



世田谷区 防災街づくり基本方針

～地震に強いまちを目指して～

(案)

平成28年(2016年)1月

発行 / 世田谷区

編集 / 都市整備部都市計画課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 5432-2455 (直通)

ファクシミリ 5432-3023

